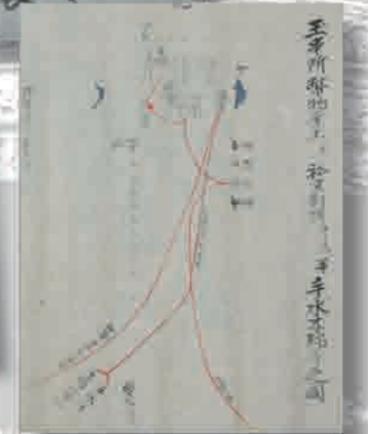
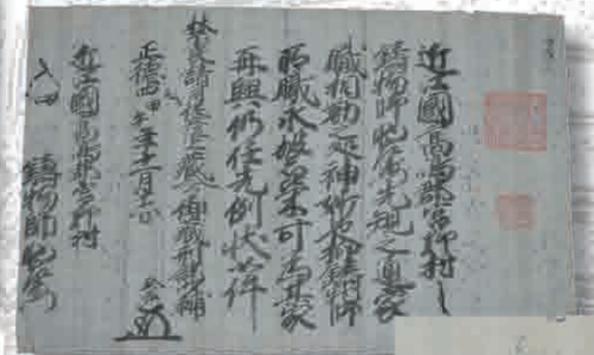


名古屋大学附属図書館 2007年春季特別展

王権と社会

—朝廷官人・真継家文書の世界—



名古屋大学附属図書館 2007年春季特別展

王権と社会

—朝廷官人・真継家文書の世界—

発行日 2007年6月4日

編集・発行 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL : 052-789-3667 FAX : 052-789-3693

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp>

©名古屋大学附属図書館

ISBN 978-4-903893-00-6

2007年 6月4日 月 — 6月22日 金

名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

目 次

口絵	
2007年春季特別展開催にあたって	1
真継家文書の整理と「価値」の発見	2
真継家系図	4
I 偽文書と鋳物師組織化	5
コラム (1) 飛鳥・奈良時代の鋳物師と天皇－真継家文書以前	
コラム (2) 偽文書を読む	
II 鋳物師の組織化	12
コラム (3) 鋳物師家伝来文書と真継家文書	
III 朝廷儀式	20
コラム (4) 服喪規制	
IV 例幣・奉幣	24
コラム (5) 路頭礼節	
V 官人の生活	29
コラム (6) 真継屋敷の変遷	
VI 幕末維新期の様相	35
参考文献	40

特論 明治維新と地下官人－士族「閭」・「比」制度について－ (1)

後奈良天皇女房奉書
 天門十五年五月五日
 成卷文書

写真1 [4] 後奈良天皇女房奉書 天門15年 (1546) 5月5日 (中世1-2-17 (成卷文書))

藏所條 燈燭御作于鑄物
 師等所
 應令早任代之御條寺將軍家
 下文向東下知寺停心諸國諸
 庄園寺護地頭預前沙汰諸社
 神人等諸市津南渡山河海
 泊津料南料市于山于亭分
 例物以下煩就中渡河前
 開之大津開所寺煩金鐵物
 賣買事可令勤仕灯炉下鐵
 器勤役向事
 條條藏民普大奉紀遂弘
 石如斯勤役所被高仰也諸國
 物師等賣買事可令勤公用勤
 仕諸國諸庄園寺護地頭預所
 沙汰人該社神人以下諸市津
 南渡山河海泊津料南料市
 于山于亭分例物以下煩改
 東西南北入相諸高賣不可有
 遠札物置又海道邊履打
 三尺三寸六可為馬吻料否
 依忌路馬荷物落事在
 之為地頭政所可衣負送
 猶於鑄物師中與自國他
 國相論者在之沒収所帶
 一可於行死罪但兼知而
 遠共備至奉狀如件
 曆應五年五月日
 別志
 藏所條
 氏等奉書
 氏等奉書
 氏等奉書

写真2 [7] 藏人所牒写 曆應5年 (1342) 4月 日 (中世1-3-10)



写真3 天正13年(1585)豊臣秀吉位記
 (『ねねと木下家文書』)

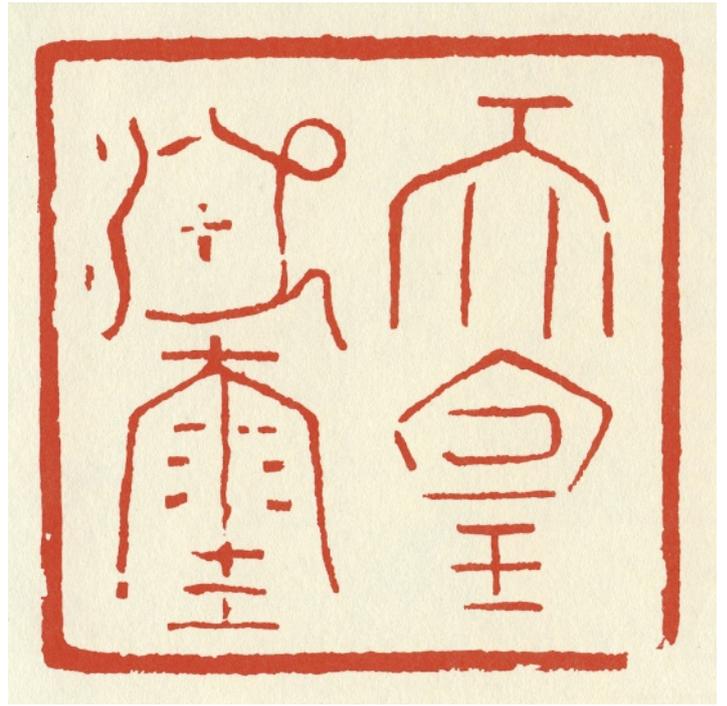


写真4 元禄14年(1701)内印
 (『国史大辞典』)



写真5 [参考5] 宝永6年(1709)固関勅符



写真6 [19] 延享4年(1747)固関勅符

*写真3～9は原寸大



写真7 [6] 仁安2年(1167) 藏人所牒

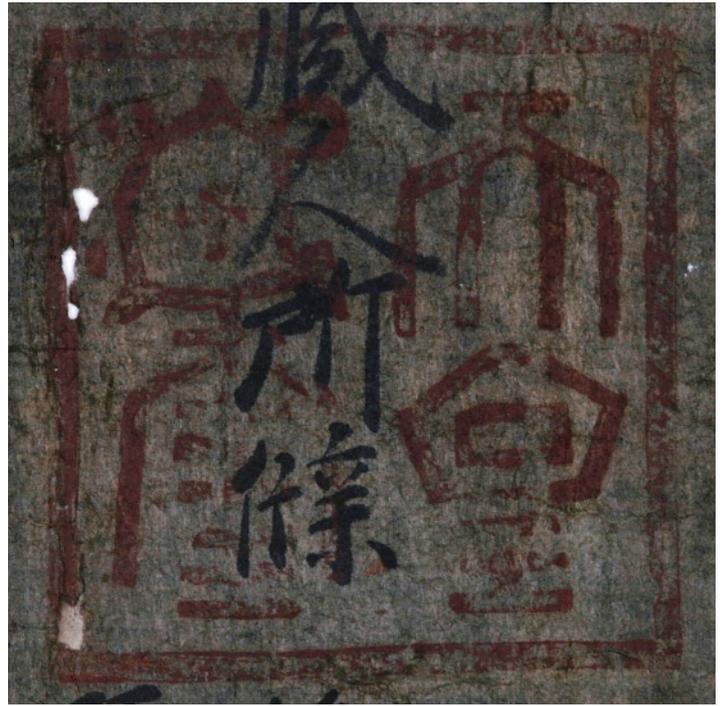


写真8 [7] 暦応5年(1342) 藏人所牒

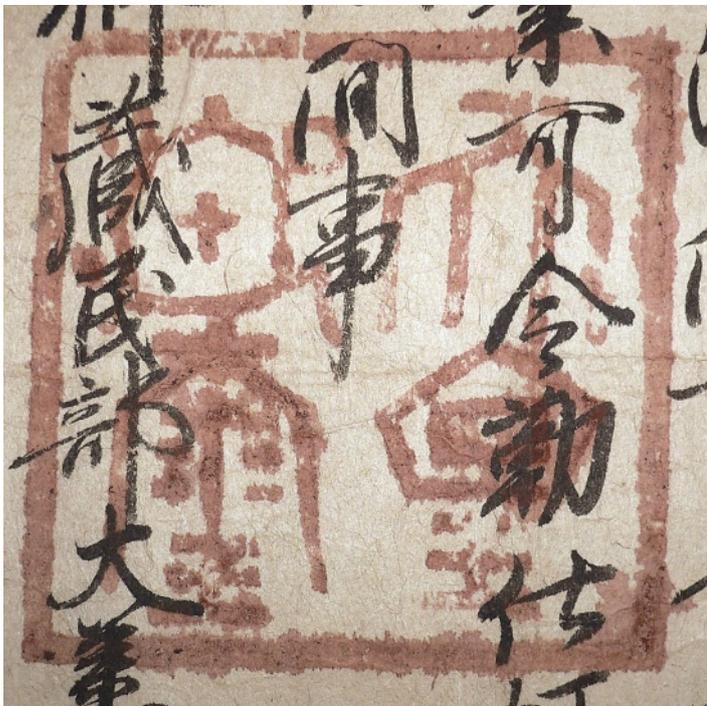


写真9 天福元年(1233) 藏人所牒 (枚方市教育委員会)

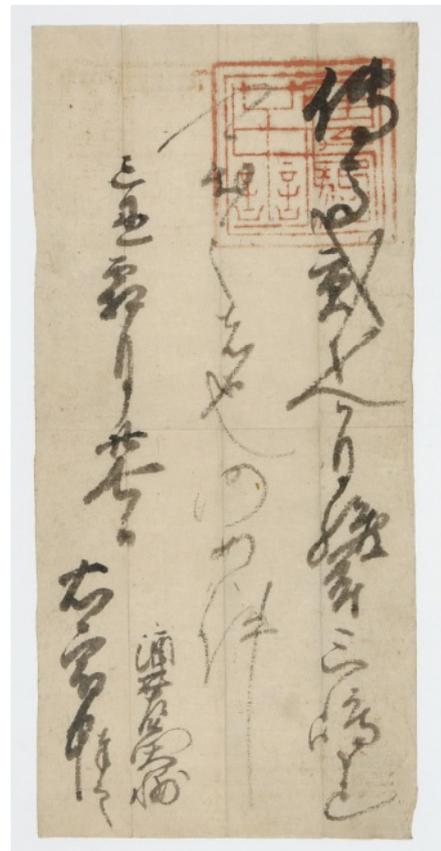


写真10 [12] 徳川家伝馬手形
已丑(天正17年(1589)) 霜月27日

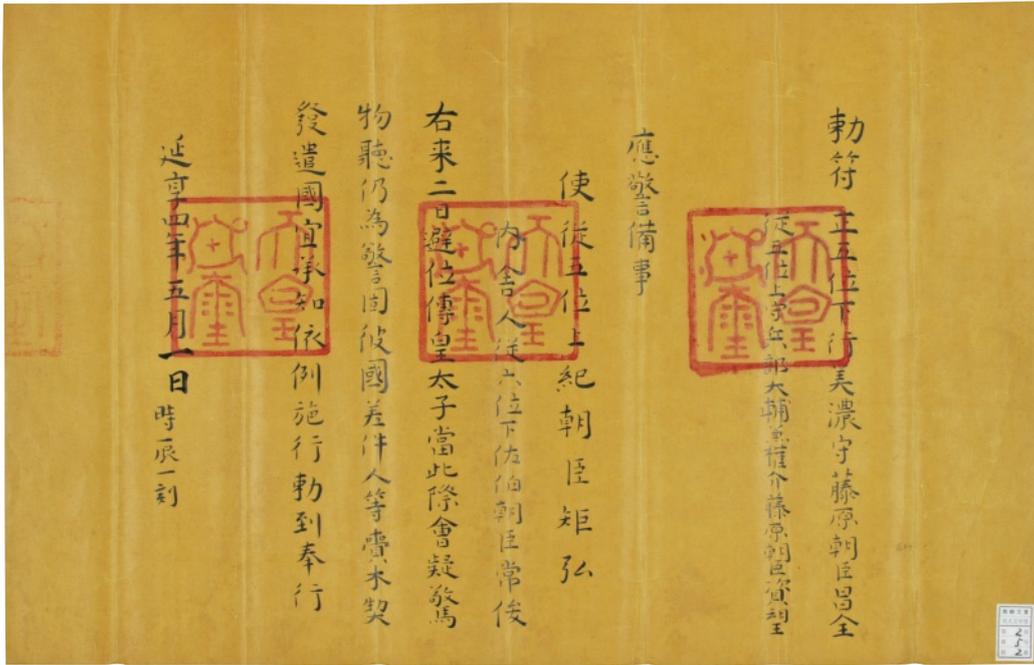


写真11 [19] 固関勅符 延享4年 (1747) 5月1日 〈真繼 1969〉



写真12 [24] 要録 元文6年 (1741) 正月1日条 〈真繼 5870〉

2007年春季特別展開催にあたって

名古屋大学附属図書館及び附属図書館研究開発室では、ハイブリッド図書館構築の一環として、附属図書館所蔵資料を中心に、関連資料も含めた調査・研究を進めるとともに、学内外の連携のもと、特別展や企画展等を通じてその成果を公開してまいりました。

今回の特別展では、「王権と社会」と題し、名古屋大学文学研究科との共催で、全国の^{いもじ}鋳物師職人の組織化や伊勢神宮祭祀に関わった朝廷の下級官人・^{まつぎ}真継家を取りあげます。真継家は、戦国時代、天皇の家政機関である^{くろうどころ}蔵人所役人の地位を手に入れ、古い由緒を織り交ぜた偽文書を駆使しながら、戦国大名や統一政権にも働きかけたことが知られています。しかも驚くべきことに、そこでは偽文書が真正なものとして機能し、やがて朝廷と社会を架橋していったと言われています。こうした^{まつぎ}偽文書が数多く作成され、実際に機能した当該期社会の特質について、あらためて考えてみる必要があります。

このように、真継家に伝来した文書群には、日本社会の歴史を解明するうえで、大変貴重な情報が含まれています。ぜひこの機会に、文書の紙質や^{かおう}花押、印章なども含め、戦国期から幕末維新时期にいたる原史料をじっくりとご覧いただき、王権をめぐる日本社会の歴史にふれていただければ幸いです。

最後になりましたが、文学研究科日本史学研究室をはじめ、特別展開催にご協力くださいました関係機関、関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

2007年6月

名古屋大学附属図書館長
同附属図書館研究開発室長
教授 伊藤 義人

真継家文書の整理と「価値」の発見

名古屋大学文学部に所蔵される真継家文書は、近世の下級の公家（地下官人）の家に伝わった史料で、古文書や日記など古記録を合わせて約6,500点ほどを数える。近世、蔵人所御蔵小舎人の職を世襲した真継家の史料が、文学部にどのような経緯で所蔵されるに至ったのか。また、その後、どのように調査・研究され、この史料の歴史的「価値」を発見していったのかについて、簡略ではあるが綴ってみたい。

真継家文書が文学部に購入されたのは、1961年（昭和36）のことである。それ以前、1950年（昭和25）に佐藤進一助教授を中心に国史研究室で調査は開始されていたが、1960年（昭和35）夏に愛知県半田市の楠家から名古屋大学文学部に移管され、翌1961年（昭和36）に中村栄孝教授代表の科研費（「中世鋳物師座の史料 真継家文書の整理及び研究」機関研究）によって正式に購入された。国史研究室では弥永貞三助教授の指導のもとで、上村喜久子氏によって整理がなされ、中世分についての分類整理と翻刻原稿が作成されたが、作業は諸般の事情により1962年（昭和37）いったん中断されることになる。

その後、網野善彦助教授が科研費の交付をうけて再調査をおこない、その成果が1972年（昭和47年）から1977年（昭和53年）にかけて発表された。「真継文書にみえる平安末～南北朝期の文書について」（『名古屋大学文学部研究論集』史学19、1972年）、「真継文書にみえる室町期の文書」（同20、1973年）、「真継文書にみえる戦国期の文書（一）（二）」（同21、23、1974、1976年）、「真継文書にみえる戦国期～江戸初期の文書」（同24、1977年）である。網野助教授は、この間に真継家文書のなかの中世鋳物師関連の史料を利用して「中世中期における鋳物師の存在形態—鎌倉後期～室町期の燈炉供御人を中心に—」（『名古屋大学文学部研究論集』史学22、1975年）「中世初期における鋳物師の存在形態—平安末・鎌倉前期の燈炉供御人を中心に—」（『名古屋大学日本史論集』上巻、吉川弘文館、1975年）「偽文書について—その成立と効用—」（『書の日本史』第四巻、平凡社、1975年）（これらはいずれも同氏『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、1984年、に再録）の一連の論文を発表されている。これらの論文によって、網野氏は真継家文書中の偽文書とされてきた蔵人所牒などの文書が写ではあるが偽文書として全否定すべきものではなく、史料批判を加えれば十分歴史の史料として利用できるものであることを実証し、さらに真継家の成立や天皇と鋳物師との関係について研究され、天皇と非農業民との関係全体について論を発展された。真継家文書は歴史家網野善彦氏の多彩な研究において重要な位置を占めているとあってよい。

その後、網野氏が名古屋大学から転出されたこともあり、国史研究室の整理はまたしても中断することになる。ただ、1988年（昭和63年）9月から翌年2月にかけて、名古屋大学文学部に内地留学された笹本正治氏と、真継家文書の購入当初から整理に携わってきた中村明枝氏によって、近世分についても整理がつづけられた（その成果は笹本正治『真継家と近世の鋳物師』、思文閣出版、1996年にまとめられた）。また、三鬼清一郎教授の努力によって真継家文書保管のため中性紙でつくられた収納箱と封筒類が新しく整えられ、その指導のもとに国史研究室の学生によって全文書が従来の収納用のアクリルケースと封筒から移管された。さらに、網野氏の成果は、1982年（昭和57年）に名古屋大学文学部国史研究室編『中世鋳物師史料』（法政大学出版局）として刊行された。この史料集は真継家文書中世分の翻刻だけでなく、さらに真継家文書購入のいきさつや、他の鋳物師史料も集成されており、中世の鋳物師研究の基礎史料集となっている。このように、組織も整理の予算もないなかで国史研究室の関係者の努力によって、着実に整理・

調査が進展した。ただ、五千点以上の近世・近代分をどう整理・保管するかという課題はまだ、残されたままであった。

中断していた真継家文書の整理は、ようやく1992年（平成4年）から1996年（平成8年）にかけて名古屋大学古川総合資料館（後に年代測定資料研究センター）の大塚英二助手によって全学に所蔵されている歴史史料調査の一環として行われ、本格的に整理されることになる。その成果は1997年（平成9年）に「真継家文書目録」（『名古屋大学古川総合研究資料館報告』第6号、1997年特別号）として公表され、これまで公表されなかった近世・近代の分の真継家文書の全貌が目録の形で発表された。この目録ではA例幣・奉幣使関係、B公役・勤役関係、C鋳物師関係、D家政関係、文化関係に分類され全体の通番号が付けられている。これによってこれまで一部の関係者しかわからなかった真継家文書の全貌があきらかにされ、これまで知られていた全国の鋳物師を統括する真継家というイメージは、下級公家の性格の一側面であり、それ以外の側面を含む朝廷での家職奉仕の全体が見えてきたのである。その成果は、調査に協力した秋山晶則氏による一連の研究となって実ってきた（「御蔵小舎人真継家について」『論集きんせい』13、1991年、など）。

その後、1998年（平成10年）に名古屋大学日本史研究室のホーム・ページ上で真継家文書データベース（中世分）を公開し、1999年（平成11年）には真継家文書近世分のデータベースが作られ、同じくホーム・ページ上で公開された。2000年（平成12年）には未撮影であった近世史料の一部を写真撮影し、また、近世・近代分のうちの真継家当主の日記の翻刻が開始された。2001年（平成13年）から2005年（平成17年）までは科研費（基盤研究A2）を得て、真継家文書の近世・近代分の本格的な研究を開始し、その成果の一部は科研費研究成果報告書「日本前近代社会における下級官人の研究—真継家を中心として—」（研究代表者稲葉伸道）として公表されている。この研究では蔵人所御蔵小舎人真継家の全体像の解明にあたっての基礎史料である当主の日記が翻刻できたこと、近世から近代への移行期における地下官人組織編成を示す基礎史料を紹介したことなど、着実な成果をうることができた。また、この間、2002年（平成14年）の文学部改修工事とともに貴重図書室が新たに設置され、木製棚と木製の壁・床・天井を持つ本格的な収蔵庫に真継家文書が収蔵されることになったことにあわせて、科研費によって収納用の桐箱が購入され、すべてではないが真継家文書の一部がここに収納されることになった。

以上、名古屋大学文学部所蔵となってから今日に至る真継家文書の整理保管と、それとともに進められた研究について概略を述べた。ここからわかるように、史料の調査・整理は必ず研究をともない、そのたびごとに新しい側面から史料に光が当てられ、史料の価値が「発見」され、新しい知見を我々にもたらしてきた。真継家文書の中世分の整理により、偽文書として顧みられなかった平安末以降の蔵人所発給文書に光が当てられ、天皇や蔵人所・御厨子所などの官庁と供御人として編成された鋳物師集団との支配関係が明らかにされた。近世・近代分の整理により、鋳物師集団の統括だけではなく本来の朝廷の下級官人、御蔵小舎人真継家の全体像がみえてきた。近世・近代分の利用はまだ始まったばかりであり、中世分も含めてこれからも息の長い調査・研究が必要である。真継家文書の研究は、必然的に真継家だけではなく下級官人全体に研究が発展するものでもある。今後の調査・研究によって、史料の価値が新しく「発見」されていくことを期待するものである。

2007年6月

名古屋大学文学研究科教授
稲葉伸道

真継家系図 (「地下家伝」八より)



I 偽文書と鑄物師組織化

真継家文書（名古屋大学文学部所蔵）は、戦国時代から江戸時代を通じて、蔵人所小舎人＝御蔵職を世襲した地下官人真継家に伝わる7,000点近い史料群である。地下官人とは、朝廷の機構や各種儀礼の運営実務を担当した下級役人の総称である。この真継家は、朝廷の役人を務める一方、偽文書を駆使して、全国の鑄物師（鉄や銅などの金属を溶かし、鍋や釜、鋤や鋏、梵鐘や鰐口・仏像などを鑄造・販売した職人）を組織化し、家元として支配を行ったことでも知られている。

真継家の正確な出自・系譜は不明だが（『地下家伝』の系譜は江戸期の偽作）、『言継卿記』天文3年（1534）にみえる禁裏六町の住人松木（真継）新九郎は、幼少から柳原家に奉公し、その子弥五郎久直も柳原家に仕え、小野姓を名乗っている。天文8年（1539）、その真継久直が新見有弘から御蔵職と鉄公事諸国金屋職を奪い取り、ここに地下官人真継家が成立することになる。

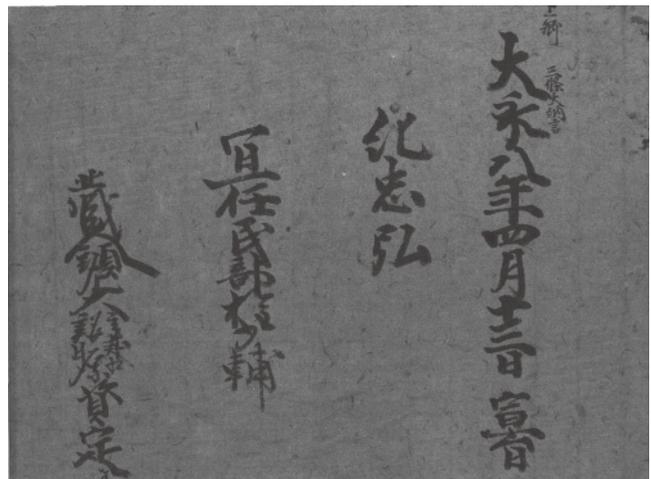
この新見家は、蔵人所燈炉供御人年預職を相伝する紀氏の末裔であったことから、真継家文書中にも、平安時代（仁安2年＝1167年以降）の鑄物師関連文書の写が伝わっている。これらは、偽文書でありながらも、その内容には一定の歴史的事実が反映されている点が注目されてきた。これらの文書写（偽文書）が、どの段階で作成されたものであるか、その実年代は不明だが、その多くは、真継家が全国の鑄物師支配を企図する過程で作成されたものであろう。こうした偽文書が機能した当該社会の特質について、さらなる検討が求められている。

* 以下の史料番号のうち、『中世鑄物師史料』第一部二成巻文書17号文書は（中世1-2-17）、『真継家文書目録』5630号文書は（真継 5630）のように略して表示する。

[1] 蔵人頭柳原資定奉口宣案 （後奈良天皇口宣案）

大永8年（1528）4月13日 〈中世1-1-31〉

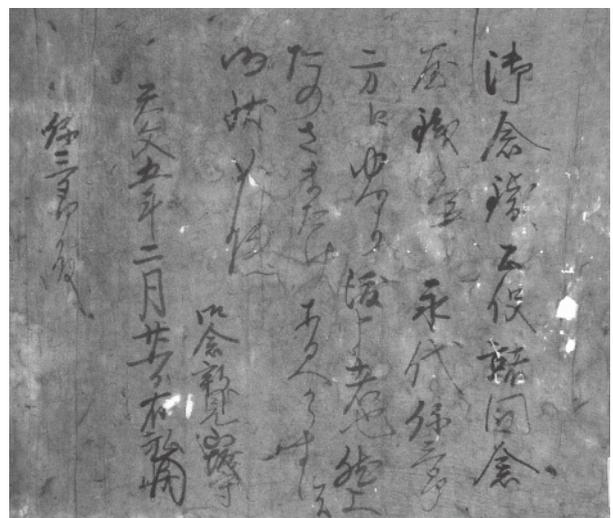
紀（新見）忠弘を民部権少輔に任じた文書。宿紙を使用している。後奈良天皇の仰せをうけて、この口宣案を作成した人物は蔵人頭の藤原（柳原）資定である。柳原家は、のちに真継家の主家として史料に登場する。なお、新見忠弘は新見山城守有弘の子であるが、『地下家伝』では有弘の父となっている。『地下家伝』の誤りと考えられる。



[2] 御蔵新見有弘讓状（写力）

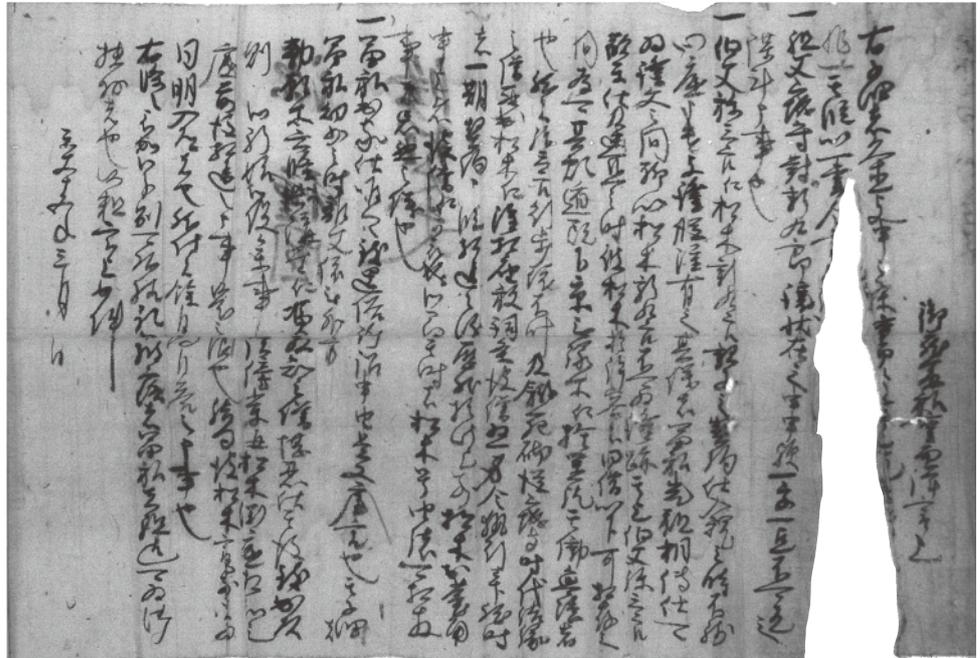
天文5年（1536）2月21日 〈中世-1-1-37〉

蔵人所御蔵小舎人で山城守の官途を持つ新見有弘が、「鉄公役諸国金屋銭」の徴収権を、子の弥三郎（忠弘）に譲った文書で、宿紙が用いられている。讓状に宿紙が用いられることは通常ありえない。しかし、新見氏は御蔵小舎人として宿紙を重用したものとみえ、真継家文書中には、近世に入って作成されたと推定される文書にも、宿紙を用いたものが散見される。この讓状自体も、近世作成の写の可能性もある。なお、同年月日で、真継弥五郎久直宛の新見有弘讓状が成巻文書中にあるが、網野善彦氏はこれを、真継家側でのちに作成したものであろうと指摘している。



^{おくらぎのとみひろにもんじょううつし}
 [3] **御蔵紀富弘二問状写** 天文15年(1546)3月 日 〈中世1-1-57〉

新見有弘は、天文8年(1539)、代々世襲してきた御蔵小舎人の職を、真継弥五郎久直に譲ったと思われるが、その後、この職をめぐる訴訟が発生した。訴えたのは新見有弘の孫、富弘である。この訴状は、他に三問状も残されている。このほか「東山御文庫記録」には、真継久直側の三回にわたる陳状(被告としての反論)が記録されている。なお、この二問状によれば、真継への譲状の存在が疑われているほか、有弘を継いだ新見忠弘は、真継への借財のため、下京の無縁所に捨てられ、餓死したという。



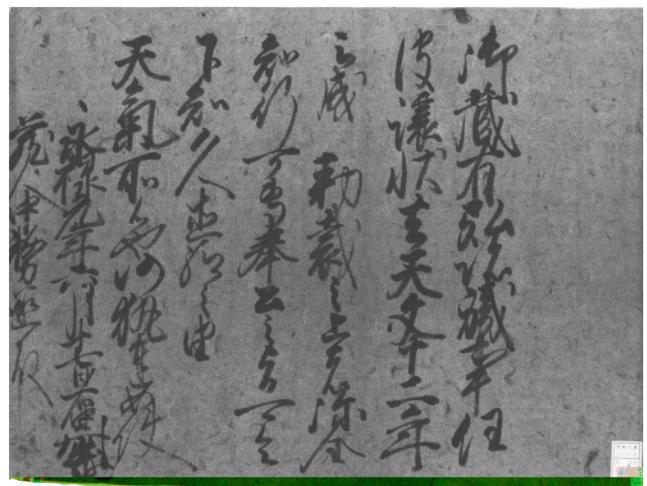
^{ごならてんのうのようほうほうしよ}
 [4] **後奈良天皇女房奉書** 天文15年(1546)5月5日 〈中世1-2-17〉*口絵写真1

明治初年に表装されたと思われる重要文書21通(成巻文書)のうちの1通で、前号文書にみえる訴訟の判決文書。真継久直の勝訴となっており、以後、真継家による戦国大名や各地鋳物師への働きかけが活発化していくことになる。文中にある通り、同天皇からは、天文12年にも同趣旨の論旨が出ている。

^{おおぎまちてんのうりんじ}
 [5] **正親町天皇論旨**

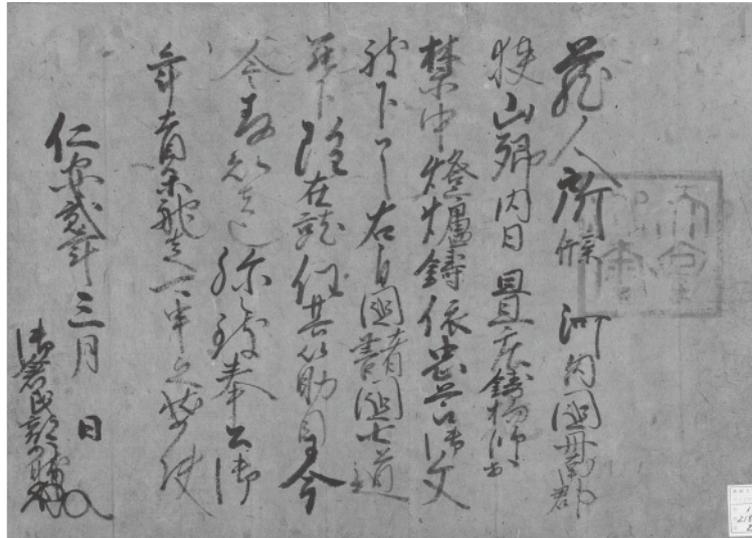
永禄元年(1558)6月17日 〈中世1-1-139〉

新見有弘から真継久直への御蔵小舎人職の譲渡を、再び確認する正親町天皇の論旨。後奈良天皇から正親町天皇への代替わりにあたって、久直からの安堵要求に応じて出されたものと考えられる。料紙は宿紙。なお、永禄3年、正親町天皇の即位儀礼が行われると、久直は配下となった鋳物師たちに燈爐を献上させ、朝廷との結びつきを固めている。



くろうどどころちょううつし
[6] 蔵人所牒写 仁安2年(1167)3月 日 〈中世1-3-2〉

天皇家が鑄物師に対し、いっそうの奉仕を促す内容の文書であるが、正式な蔵人所牒の様式をふまえておらず、文意も取りがたい。ただし料紙は、天皇家の命令文書の特徴である宿紙を使用している。この文書に捺されている内印(天皇御璽)は、江戸時代に使われていた真正のものとの指摘がある。

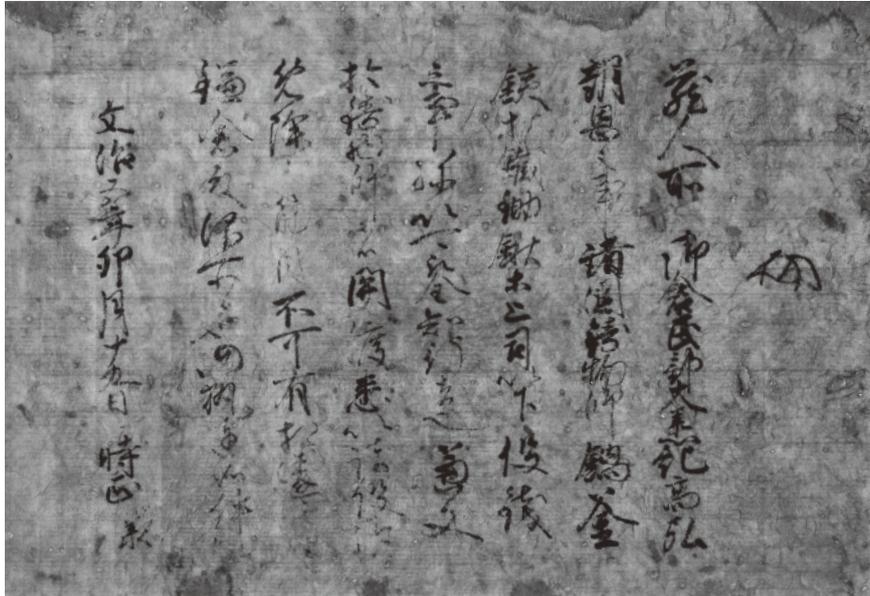


くろうどどころちょううつし
[7] 蔵人所牒写 暦応5年(1342)4月 日 〈中世1-3-10〉*口絵写真2

天皇家が鑄物師に対し、諸国自由通行の特権を与えたことを示す文書。正式な蔵人所牒の様式をふまえるが、商圏をめぐる争いを起こさば厳罰に処するなど、真継家を加えたと思われる内容を含む偽文書。料紙には、天皇家の命令文書の特徴である宿紙(再生紙)を用いており、捺されている内印「天皇御璽」は、江戸時代に使われていた真正のものとの指摘がある。

みなもとのよりともしではんみぎょうしよ
[8] 源頼朝袖判御教書 文治5年(1189)卯月19日

源頼朝の命令をうけた北条時政が、真継家の先祖とされる紀高弘に対し、鑄物師支配権を認めるという内容の偽文書。冒頭に、頼朝の承認を示す花押が弱々しく記されており、あえて付けたような焼け焦げた跡も確認できる。なお、当該文書の本紙の年代は、¹⁴C年代測定の結果、16世紀ないし17世紀前半との数値が出ている。このような偽文書が数多く作成され、実際に機能した当該期社会の特質解明には、こうした自然科学の手法も組み合わせることで、新たな境域が拓かれるものと期待される。



りんじほこ
[参考1] 綸旨箱

真継家に伝わった黒漆塗りの文書箱で、綸旨や固関勅符などの重要文書が別置されていた。表には金泥で、菊と桐の紋章、「御綸旨」の文字が入っている。47×10.2×4.3cm。



●コラム (1) 《飛鳥・奈良時代の鋳物師と天皇－真継家文書以前》

日本列島における鋳銅の歴史は弥生時代に遡るが、その後、大きな技術革新の波が訪れたのは、6世紀末に造寺造仏技術が伝来した時であった。この技術は、飛鳥寺の造営に活用されることとなり、百済から渡来した技術者が在来の工人に新技術を移転し、塔の相輪のほか、金銅仏・梵鐘など、それまでになかった製品を製作した。飛鳥寺は蘇我氏の氏寺という性格を持っていたが、乙巳の変で蘇我本宗家が肅清されたのを契機に中大兄皇子側に接收され、大王（天皇）家産機構に編入されることとなった。飛鳥寺の工房も同様の処理をされたと考えられるが、これは大王（天皇）が新しい手工業技術を掌握するという点で重要な意味をもった。

次いで律令制下では、新しい技術を持った鋳銅工人は、伝統的な手工業を編成する品部雑戸という形態をとらず、大蔵省被管の典鑄司で管理されることになった。しかし、典鑄司は現実には機能せず、鋳銅技術の管理は、神亀5年（728）に新設された中務省被管の内匠寮が担った。実際の運用としては、一司で独占していたわけではなく、天皇家産機構（中務省・宮内省被管官司や勅願寺造営機構である造東大寺司を含む）全体で緩やかに管理し、需要の多いところに技術者を外向させて鋳銅製品の製作にあたっていた。

一例を挙げよう。天平宝字6年（762）、孝謙太上天皇は石山寺向けの唐式鏡の製作を発願した。製作過程を検討すると、造東大寺司の技術者が外向して、新技術を駆使して鏡を作ったことがわかる（別の史料によれば、造東大寺司の鋳銅工人の中には、内匠寮から外向した者もいた）。技術者の確保だけでなく、製作命令の伝達、デザインの決定、原材料の調達、労働者へ支給する食料の調達などに至るまで、天皇（太上天皇）家産機構の枠組みで行われていた。

しかし、鋳銅技術は天皇に独占されていたわけではない。長屋王家木簡をみると、「鋳物師」「銅造」らに食料を支給し、作業にあたらせていたことがわかる。皇貴族も鋳造技術者を確保していた。鋳銅に必要な原材料も市場に流通しており、背景には民間における広範な鋳銅技術の存在があった。律令国家が管理し得たのは、そのうちの一部に過ぎない。

ただ、ここで強調したい点は、鋳銅技術を掌握したのが、太政官管下の一般の官僚機構ではなく、天皇家産機構であったということである。この意味で、天皇と鋳物師の結びつきは、飛鳥・奈良時代に遡ると言える。

さて、真継家文書をはじめとする鋳物師関係史料によれば、12世紀以降、鋳物師は藏人所に所属する供御人として編成され、天皇と結びついていたことが知られる。先に述べた奈良時代における天皇と鋳物師との関係は、中世供御人の直接の歴史的前提であるようにもみえるが、事はそう単純ではない。

中世に活躍する河内鋳物師の本拠地である、現在の大阪府堺市（旧美原町）には、中世の鋳銅関係遺跡として、余部遺跡、真福寺遺跡などがある。付近には、奈良時代の鋳銅遺跡として太井遺跡があるが、ここで行われていた鋳銅の技術は、平城京西市付近で発見された工房遺跡におけるそれと共通点があることが知られている。つまり、奈良時代でも河内国の鋳物師は天皇のいる都に外向いて生産を行っていたことがわかる。

この点は、確かに古代の鋳物師と中世の鋳物師の連続性を示すものである。しかし一方で、古代の鋳銅と中世の鋳銅には大きな断絶もある。例えば、先に触れた鏡は、唐式鏡から和鏡へと移り変わり、形態・技術ともに変化する。金銅仏は平安時代以降少なくなり、木彫が盛行する時代を迎える。また、梵鐘は10世紀後半から12世紀後半にかけて遺例がほとんどなく、この空白時期以降の遺例は形態が以前と変化している。このような連続面と不連続面を踏まえた上で、古代から中世への転換を考える必要がある。
(古尾谷知浩)

●コラム (2) 《偽文書を読む》

かつて、一般庶民の暮らしになくなくてはならない日用品であった銅製の鍋や釜は、^{いもじ} 鋳物師と呼ばれる商工業者により製造、販売されていた。鋳物師の中には、お寺の鐘や仏像の製造など、権力者の注文に応じる有力者も存在した。そのためか、古い歴史を持つ全国各地の鋳物師の中には、天皇家や源頼朝から与えられたと伝えられる古文書を所持している旧家も少なくない。そしてそのような古文書が、のちの時代に創作された偽文書であることもまた、よく知られているところである。偽文書は、鋳物師に限らず様々な商工業や芸能の世界に見られるもので、単なるニセモノではなく、人々がどのような願望をもって生活していたかを示す大変に貴重な史料である。鋳物師の場合、朝廷の下級官人で、全国の鋳物師のいわば家元のような役割を果たしていた真継家が、偽文書の創作と配付に深く関わり、各地の鋳物師に、いわば精神的な活力を与えていたと考えられる。

真継家は、おそらく京都の富裕な町衆の出身で、戦国時代のころ、天皇家に仕える^{とうろくごにん} 灯炉供御人を統括する家柄であった紀氏新見家の地位を乗っ取り [1]～[5]、戦国大名の協力も得ながら各地の鋳物師の支配に乗り出し、自分を権威づけるための偽文書の作成にも関与し始めたと推測されている [9]～[12]。真継家の偽文書を代表するのは、^{くろうとどごころのちよう} 蔵人所牒と呼ばれる文書である。天皇家のいわば事務官の役所にあたる蔵人所が、鋳物師集団やその首領に対し、諸国通行税の免除など、営業上の特権を保証するという内容を持つものが多い。こうした文書は、実際に天皇家から出された本物の蔵人所牒の内容をふまえて、真継家にとって都合のよい文言を書き加え、諸国の鋳物師に配付されたものと考えられている。これら真継家に伝わる偽蔵人所牒のいくつかは、天皇家の命令文書の特徴づける宿紙（薄墨色の再生紙）風のものを使用し、さらに内印「天皇御璽」を捺したものもある [6][7]。

このうち宿紙など料紙の質については、まだ余り検討が進められていないが、内印「天皇御璽」の管理については、たとえば16世紀の秀吉の時代に、^{しんのうせんげ} 親王宣下という重要な儀式で、最末端の書記官にあたる官人が内印を管理（請印）していた事実が知られている（三鬼清一郎「戦国・近世初期の天皇・朝廷をめぐる」）。また、18世紀の吉宗の時代に、幕府と朝廷の連絡役である^{ぶけてんそう} 武家伝奏が、内印を管理する下級官人の^{ないじゆ} 内豎高屋家当主の老衰を心配し、「一家中」で内印を預かるようにと指示している事例も確認されている（『日本前近代社会における下級官人の研究』）。このほか、東山天皇の時代（1687～1709）に、内豎の自宅の袋戸棚程度のところに保管されていた内印が盗難にあい、^{かみくず} 紙屑屋の店先で発見されたなどという逸話もある（下橋敬長『幕末の宮廷』）。その真偽のほどは不明とすべきだが、戦国時代から江戸時代にかけて、真継家に類する下級官人が内印を管理していたことは、ほぼ確かなようである。したがって、真継家伝来の偽文書である蔵人所牒にみえる内印についても、従来、豊臣秀吉に官位を与えた文書（木下家文書の位記）や、真継家伝来の固関勅符など、正式な朝廷文書に捺印されている正規のものと同じではないかと指摘されてきた。このほか、尾張徳川家初代義直に与えられた寛永3年（1626）8月19日付の位記（徳川美術館所蔵）や、大阪府枚方市の鋳物師である田中家に伝来した蔵人所牒などにも内印の捺印が認められるが、試みに、こうした江戸時代の内印のうちのいくつかを、口絵に原寸大で掲載してみたので、御覧いただきたい。

では、宿紙風の料紙に内印を捺印するなど、本物と見紛うように作り出された蔵人所牒は、一体どのように使われたのであろうか。真継家が各地の鋳物師に与えた偽蔵人所牒の写をみてゆくと、「本紙の写」[15]、「薄墨綸旨写」（太田順造家文書『栗東歴史民俗博物館紀要』9）などと表現されている事例がある。つまり、等しく偽作された蔵人所牒であっても、真継家の保持する「原本」は、すくなくとも各地の鋳物師が保持する「写本」に対する「本物」と意識されることが、各地の鋳物師に対する真継家の権威 [16] を支えた一つの要素であったかにも見えてくる。もちろんそのような権威が、現実社会において無条件に通用したわけではないが[14]、宿紙風の料紙の使用や内印「天皇御璽」の捺印などは、「原本」を所持する真継家の権威を高めるための工夫の跡と理解できるのではないか。

真継家にはこのほか、同家の先祖とされる紀高弘が、源頼朝から諸国鋳物師の支配権と鋳物

師の通行税免除を保証されたかにも見える古文書も存在する [8]。頼朝は、鎌倉幕府の創始者というだけでなく、いわば「東国国家」の創始者として、天皇家に匹敵する権威が認められていたとも言われており、頼朝が直接花押（毛筆のサイン）^{かおう}を書き込んだかのように装う偽文書も、古くから数多く作成されていた形跡がある（黒川高明『源頼朝文書の研究』）。真継家伝来の頼朝文書も、そのような偽文書の一つと考えられる。興味深いのは、宿紙風の料紙や、あえてつけたかに見える焼けこげた跡など、「本物」らしい風格を漂わせるために施された工夫の跡である。蔵人所牒ほど一般的ではないが、この文書の写しが真継家配下の鋳物師に配付されていた事実も確認できる（小林家旧蔵文書『能登中居鋳物師史料』）。実は頼朝の命令を示す本物の文書であるならば、その料紙が天皇家風に宿紙である必要はないのだが、「本物」の文書は宿紙でなければならないという朝廷周辺の文書偽造者（おそらく真継家）の認識が露呈したものかもしれない。

なお、この頼朝の命令文書は、発見時に傷みが激しく、やむを得ず補修することになり、その折りに採取された紙片を¹⁴C年代測定した結果、料紙の年代はおおむね17世紀後半～20世紀前半との結果が出た（『日本前近代社会における下級官人の研究』）。¹⁴C年代測定には、資料採取を伴うため、もとより慎重を期さねばならないが、この文書の作成年代の上限は江戸時代初期であるという自然科学の見解と、真継家の偽文書作成は戦国時代以後であるという人文科学の見解を生かしながら、古文書の料紙に関する検討を進めることが、今後の研究課題の一つとなるであろう。

（斎藤夏来）

II 鋳物師の組織化

鋳物師にかかわる歴史と伝統を巧みに利用した久直は、戦国大名などに働きかけて、諸国の鋳物師支配を進め、織豊期にかけて子の康綱（家伝では孫とするが誤り）とともに近世鋳物師組織の基礎を固めた。康綱は、慶長16年（1611）に、幕府から鋳物師支配の黙認を受けたとされている。

康綱ののち、康利から玄弘までは現存する文書も少なく、鋳物師支配も伸び悩んでいた可能性があるが、17世紀末から18世紀初めの真継珍弘の時期に再び増加している。これは、全国の鋳物師支配のため、真継家が「許状」を発給しはじめたことと関係している。この「許状」は、以後の鋳物師支配の基本文書となり、真継家、あるいは鋳物師の代替わりごとに更新されていった。

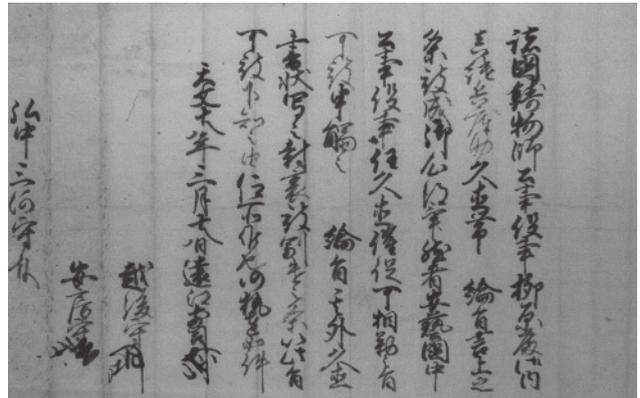
一方、組織される鋳物師側からすれば、真継家と連絡をとり、「支配」を受けたのは、主に争論の防止と調停を期待してのことであったため、真継家ではこれに応じる手段として「座法」を制定し、蔵人所牒などの「旧書写」や裏菊紋許状などを配布して、自家と鋳物師双方の権威づけを図っていく。さらに18世紀後半になると、支配公認にむけ、幕府に働きかける一方、年頭・八朔・大札時の献上を恒例化することで朝廷との結びつきを強め、朝廷権威を推戴する形で、全国的な鋳物師統制をめざしていったのである。

[9] おうちしぎょうにんれんしよほうしよ 大内氏奉行人連署奉書

天文18年（1549）3月18日 〈中世1-1-73〉

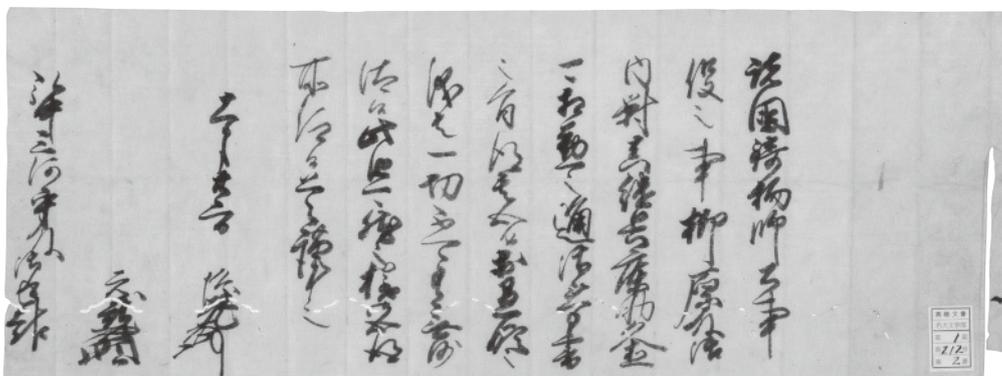
真継久直は、その主家である柳原家が中国地方の有力な大名である大内氏と関係があったことを利用して、大内氏の領国下での鋳物師支配を積極的に働きかけた。この文書は、久直による安芸国の鋳物師からの「公事役」徴収を認める大内氏奉行人奉書である。

宛所の三河守弘中とは、安芸国守護代弘中隆兼。奉行人中には、当主大内義隆の家臣で、陶氏と対立した遠江前司相良武任がみえている。文中にある論旨とは、天文12年（1543）の後奈良天皇論旨。



[10] もうりもとなり たかもとれんしよしよじょう 毛利元就・隆元連署書状 [天文18年（1549）] 11月22日 〈中世1-1-105〉

安芸国の国人毛利元就・隆元親子が、守護代の弘中隆兼が施行した大内氏奉行人奉書の内容（真継家に対し領内の鋳物師が公事役を勤めること）を遵守することを記した書状。原本であり、切封が残されている。

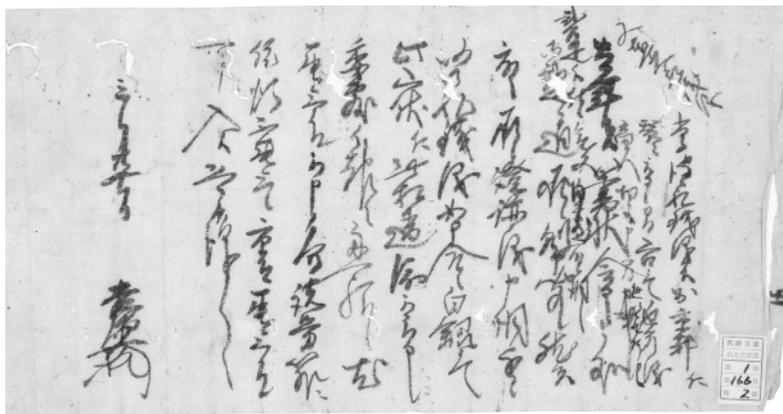


[11] ^{ずしきちじしよじょう} 函師吉次書状

天文20年（1551）3月27日

〈中世1-1-122〉

真継家従者の函師吉次が、石見銀山を管理する山根常安の求めに応じ、「証跡」を示し、謝礼の白銀を使者の山伏に渡すよう求めた書状。山根が「石見国鑄物師頭」として真継家に従うに際し、閲覧を希望した「証跡」とは、藏人所牒（偽文書）の類であろうか。



[参考2] ^{おおぎまちてんのうりんじ} 正親町天皇綸旨（年未詳）5月

28日 〈中世1-2-9（成卷文書）〉

年未詳であるが、綸旨を奉じた中御門宣教が権左少弁であったのは永祿12年（1569）から元龜3年（1572）までであり、織田信長が足利義昭を奉じて上洛した直後に作成された文書。正親町天皇が日野中納言（柳原淳光）を通じ、信長分国中での鑄物師の諸役免許を求める内容。信長はこれに応じたようで、信長家臣の支配する伊勢や若狹、越前などでも鑄物師に諸役免許が出されている。この時期、柳原家の後ろ盾もあり、真継家の影響力は、畿内から中部圏まで広がっていった。



[12] ^{とくがわけてんまてがた} 徳川家伝馬手形

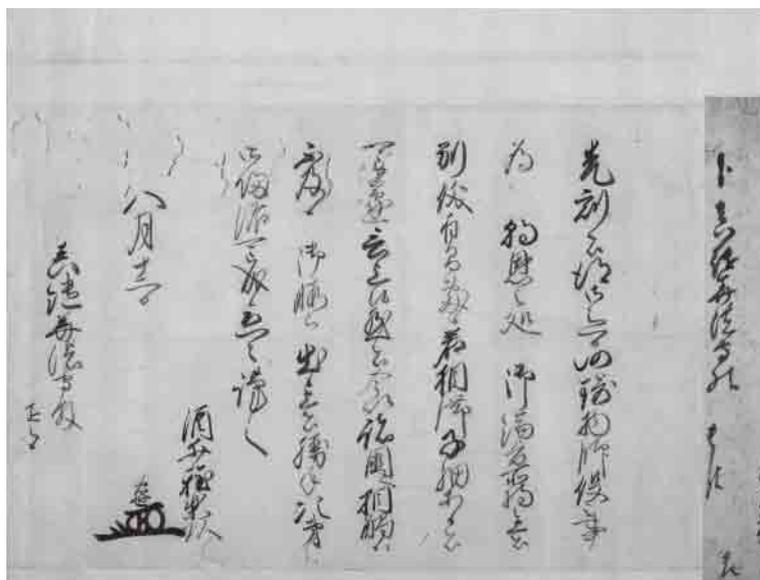
己丑（天正17年1589）霜月27日 〈中世1-1-254〉 *口絵写真10

天正17年、鑄物師組織化のため真継康綱（久直の子）が、三河・駿河から常陸まで足を伸ばした折、徳川氏と接触して得たのがこの「伝馬之調」の印文をもつ手形である。真継家の活動範囲が、関東まで拡張してきたことを示している。相田二郎氏によれば、天正9～16年頃使用されたものとされ、希少な手形原本の一つである。

[参考3] ^{さかいただよしよじょう} 酒井忠世書状

（年未詳）8月12日 〈中世1-2-6〉

幕府老中の酒井雅楽頭忠世から真継美濃守康綱へ出された書状で、真継家が鑄物師支配権を得ようと幕府に働きかけたことを物語っている。「成卷文書」にある本多正信書状等から、将軍秀忠への目通りが叶ったことが確認できるが、酒井書状中で、真継家の鑄物師支配を容認してはいるものの、「今以て諸国へ相触れ候には及ばず」との文言に、この案件での幕府の消極的姿勢が窺われる。真継康綱の没年、寛永元年（1624）を少し遡る時期のものであろう。

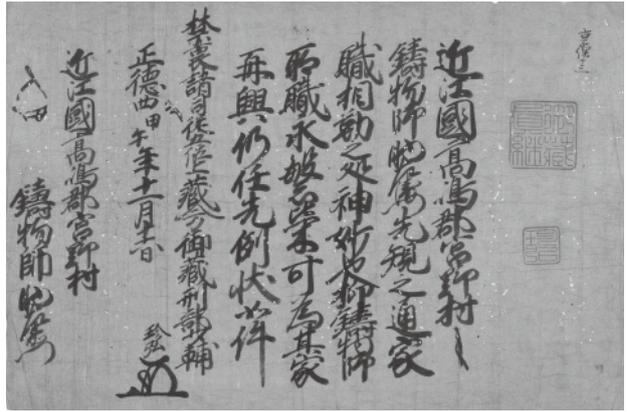


いもじしききよじょう

[13] 鑄物師職許状

正徳4年(1714)11月16日 <真継 1642>

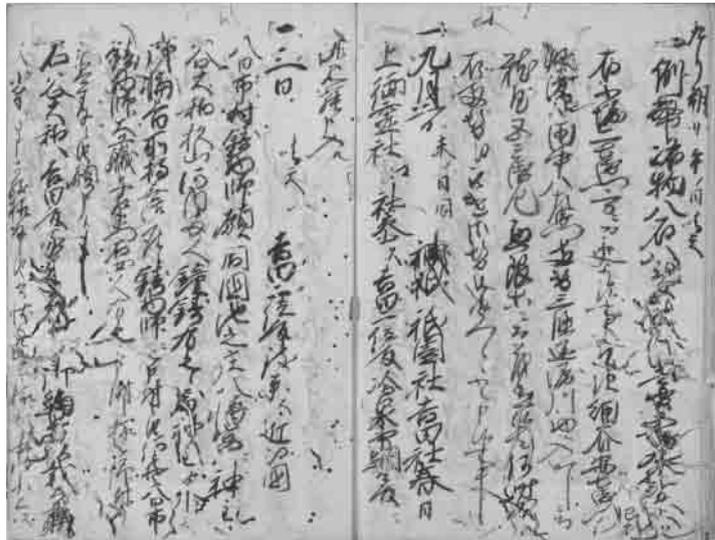
鑄物師支配を飛躍させる画期となった真継珍弘の活動を示すもので、近江の助左衛門に鑄物師を家職とすることを認める内容である。料紙には、権威づけのため宿紙が使用され、袖には印文「御蔵真継」の朱印が捺されている。鑄物師と真継家を結ぶ基本文書として、以後、真継・鑄物師双方の代替わりごとに更新されていった。



くやくざつろく 公役雜録

[14] 公役雜録 正徳5年(1715)9月 <真継 5909>

近江八日市村の鑄物師が、同地の池之庄八幡宮の鐘の鑄造について、真継家の許状を所持しない鑄物師が受注したと訴えてきたため、真継家が、全国の神主を統括する吉田家を通じ、配下の鑄物師に受注させるよう働きかけたことを示す記事。吉田家は真継家の要請に応じ、現地の神主に書状を出すが、現地の神主は書状の受取を拒否したらしい。真継家と連絡をとろうとする鑄物師側の要求と、真継家の対応を具体的に知ることができる。



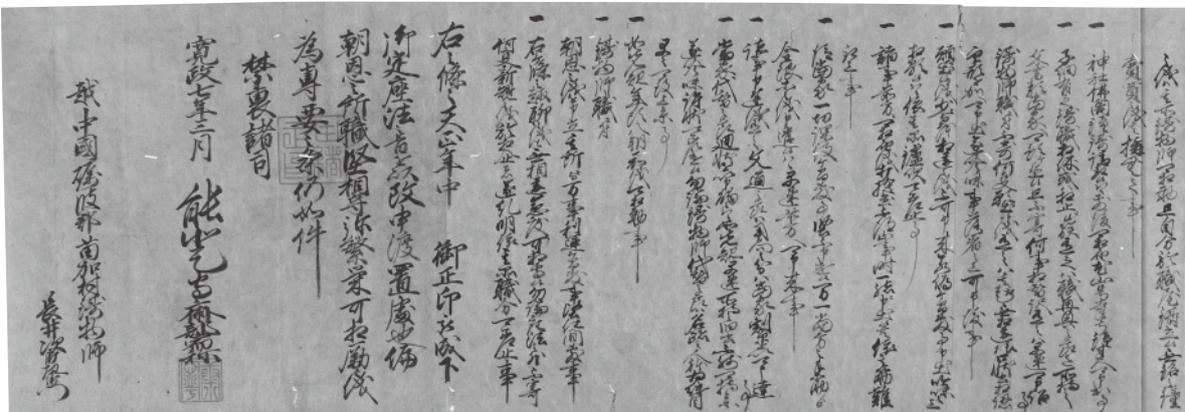
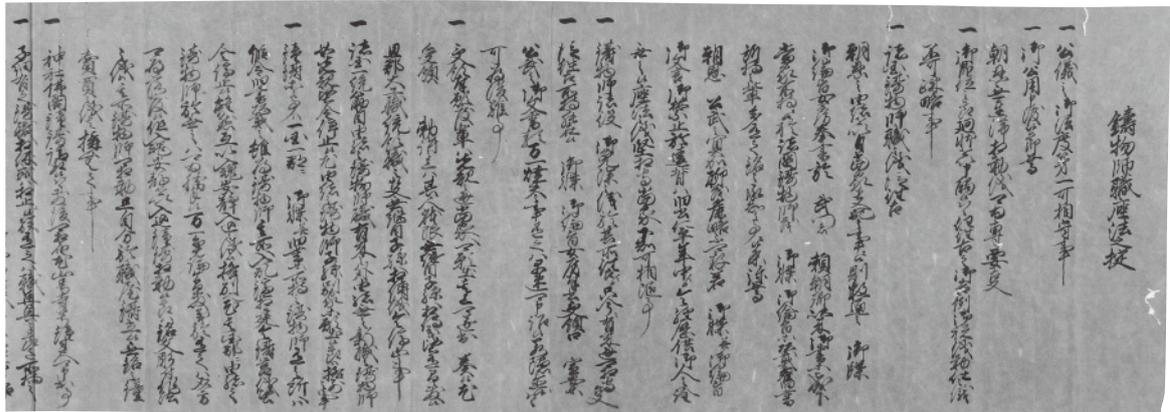
[15] ^{うらぎくもんきよじょううつし}**裏菊紋許状写** 寛政4年(1792)3月 〈真継 0157〉

鋳物師の活動を保証し、運上(租税)納入を促す天福元年(1233)の蔵人所牒を「新写」し、甲斐の鋳物師に与えた文書。天皇家の紋(十六葉菊花)を裏側からみた紋章がついている。この裏菊紋を許された鋳物師は、墓碑などにも使用することで、差別化を図ったことが知られている。別の史料によれば、本紙は宿紙とされるが、今のところ現存は確認されていない。



[16] ^{いもじしきざほうのおきて}**鋳物師職座法之掟** 寛政7年(1795)3月 〈真継 0230〉

争論防止や調停依頼といった鋳物師側の要求に応じるとともに、真継家の立場を明確にしたものが「座法」である。珍弘の頃は、争論調停に関する条項が中心であったが、寛政期頃になると、朝廷との関係が強調され、朝廷と真継家への奉公を義務づけるものへと変化している。4条目は、真継家が所持する牒や頼朝以来の文書の存在に言及し、その文言に違反しない旨が記されている。なお、文末にある印文「由緒正印」の朱印と「禁裏諸司」の肩書にも注意したい。いずれも天明期頃から使用が始まるもので、朝廷との関係を強調し、支配の正統性を強く打ち出そうとする姿勢が窺われる。



[参考4] ^{しよこくいもじなよせき}諸国鑄物師名寄記 文政11年(1814)～嘉永5年(1852)

真継家と連絡をとっていた各地の鑄物師をリストアップしたもの。開示部分では、尾張知多郡久米村の鑄物師片山茂兵衛に対し、天保9年(1838)と同15年、鑄物師許状が出されている。片山家は、天正期、近江国辻村から移住したと伝え、天福元年の牒などを所持していた。なお、周知の通り、尾張国では、藩権力を背景に水野太郎左衛門家が鑄物師を統制しており、寛永頃には片山家も支配下に入り、寛永18年(1641)の鰐口(常滑市・真宗大谷派盛泉寺所蔵)をはじめ、寛政8年(1796)の伊勢神宮宇治橋擬宝珠などの鑄造も手がけている。しかし、天保期には、水野家に対抗する必要からであろう、真継家と結びついている。いかなる事情があったのだろうか。

◎盛泉寺に伝わる久米鑄物師の作品(常滑市指定有形文化財)



鰐口 寛永18年(1641)
31.0×32.8×11.6 cm



誕生仏 天明7年(1787)
像高9.7 cm

[17] ^{やきいんふだ}焼印札

嘉永3年(1850)、父則能のあとを継ぎ真継家当主となった能弘は、木製の札に真継家の焼き印を押した携帯用の鑑札(焼印札)を発給することで、鑄物師の可視的身分表示をサポートし、関係強化を図っていった。展示史料は、かつて丹波国桑田郡馬路村(京都府亀岡市)の鑄物師であった川原家に伝わったもの(コラム(3)参照)。



●コラム (3) 《鑄物師家伝来文書と真継家文書》

図版A・Bは、もともと丹波国桑田郡馬路村（京都府亀岡市）で鑄物師であった川原家に伝来する文書で、近年、名古屋大学文学研究科日本史研究室が購入したものである。

図版Aの文書は、そこに書かれた文言から鑄物師許状であることが分かる。薄墨紙に書かれ、朱印や花押も据えられ、それが川原家に伝来したものであるところから、真継家が川原家に対して発給した鑄物師許状の原本である。図版Bは、書かれた文言が図版Aと一致するものの料紙が薄墨紙ではなく、朱印・花押は据えられない。また末尾に「喜兵衛より清兵衛迄、御代々之御許状所持仕候」とする追記があるところからも、川原家で作成された控え文書といえる。

これら二通に対応する文書が真継家文書のなかに存在する【史料一】【史料二】。これらのうち【史料一】は、発給者の肩書が「御蔵刑部少輔」となっていて、「御蔵正五位下刑部少輔」とする図版A・Bと異なるほか、文言も微妙に異なり、改行位置も同じではない。また、【史料二】は、微妙だがさらに文言が異なり、改行位置も同じではない。【史料二】には、川原家からの礼物金員が記入されているところからも、真継家における手控といえる。これに対して【史料一】は、川原家に与えられた鑄物師許状の案文といえるのではあるまいか。

ところで、図版Cは天明三年に河原（川原）家に宛てて発給された鑄物師許状の原本で、これの案文も真継家文書に残されている（『鑄物師許状案』、真継5713）。同じ天明三年六月に発給された「鑄物師職座法掟」（馬路村鑄物師中あて）が真継家文書のなかにある（真継0226）。薄墨紙に書かれた原本と思しき文書である。あるいは発給元に返却されたものであろうか。

【史料一】

□

往古被下置任
御牒御文言、居郡
之内、神社仏閣鐘鑄
大工職之具者、従他所
無妨、銘文出座先規之通、
不可有相違、依任先例
之状如件、

御蔵刑部少輔
享保六辛丑年三月日 □判
丹波国桑田郡馬路村
鑄物師 川原喜兵衛 (真継1656)

【史料二】

(端裏)「釜屋所 包紙ニ」
一従往古被下置 御牒任
御文言、右郡之内者、神社
仏閣鐘鑄大工職具者、従
他所無其妨、銘文出座
先規之通、不可有相違者也、依而任先例之状如件、

禁裏蔵人方御蔵真継刑部少輔
享保六辛丑年三月日 判
丹州桑田郡馬路村住
鑄物師 川原喜兵衛
(異筆・抹消)

「右礼物金■■■兩」

(真繼0274)

■図版A・釈文

□ (朱印「御蔵真繼」)

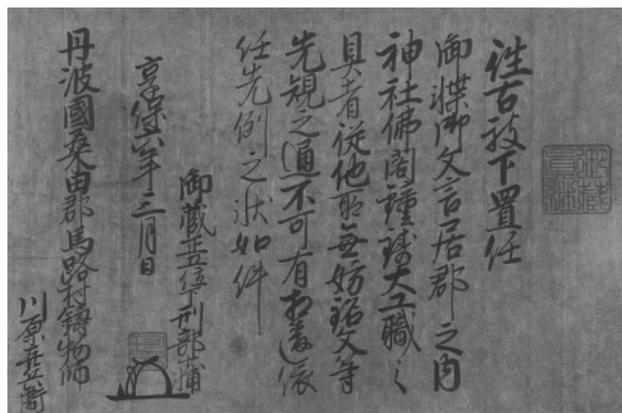
往古被下置任
御牒御文言、居郡之内、
神社仏閣鐘鑄大工職之
具者、從他所無妨、銘文等
先規之通、不可有相違、依
任先例之状如件

御蔵正五位下刑部少輔

享保六辛丑年三月日 □ (朱印「珍弘」)・(花押)

丹波国桑田郡馬路村

鑄物師 川原喜兵衛



■図版B・釈文

往古被下置任
御牒御文言、居郡之内、
神社仏閣鐘鑄大工職之
具者、從他所無妨、銘文等
先規之通、不可有相違、依
任先例之状如件

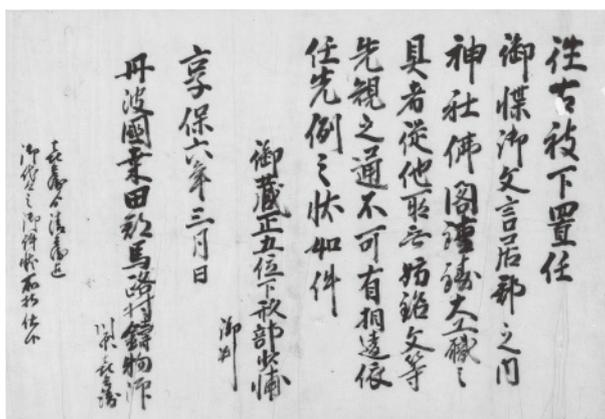
御蔵正五位下刑部少輔

享保六辛丑年三月日 御判

丹波国桑田郡馬路村

鑄物師 川原喜兵衛

(追記)「喜兵衛より清兵衛迄、御代々之御許状所持仕候」



■ 図版 C ・ 釈文

□ (朱印「由緒之印」)

鑄物師職之事、旧蹤

分明之条、愈尊

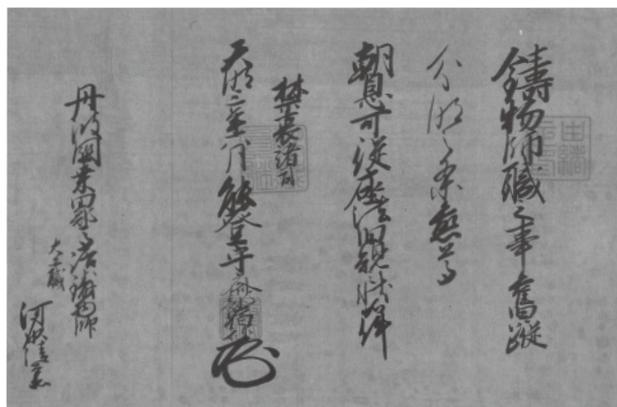
朝恩、可從座法旧規之状如件

禁裏諸司□ (朱印「御藏真繼」)

天明三年六月 能登守齋部宿祢□ (朱印「康寧」) ・ (花押)

丹波国桑田郡馬路鑄物師

大工職 河原清兵衛



(池内 敏)

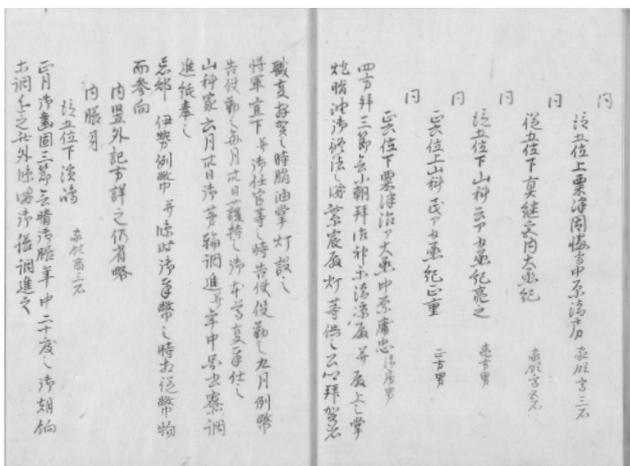
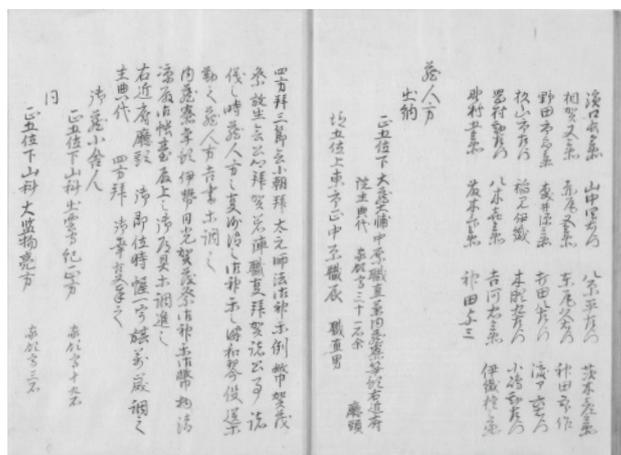
III 朝廷儀式

真継家の家職である鋳物師支配の前提となるのが、御蔵小舎人として朝廷儀式に参加する公役であり、関係史料は文書群全体の4割を占めている。その職掌には、朝廷儀式における照明（脂燭・掌燈）調進のほか、清涼殿東庭での元日四方拜の座設営など殿上下の作業、天皇守護の護持・修法の撫物管理、職事蔵人の随行や將軍宣下の告使、臨時役儀としての固関使などがあった。御蔵小舎人を世襲する4家（山科・山科・真継・栗津）は、年番を決め、大規模朝儀のほかは、この年番が単独で参仕する形態をとっていた。真継家文書中には、「公役雑録」などの日誌をはじめ、朝儀の記録が多数残されており、天皇・朝廷の日常・非日常を詳細に伝えている。

なお、朝廷の内部には、家格による序列が貫徹しており、清涼殿への昇殿が許される「堂上」と、それが許されない「地下」に二分されていたが、朝廷儀礼をみた場合、その実質的運営を担っていたのは、各種の官職・技能を相伝する地下官人たちであった。例えば、江戸時代を通じてさまざまな朝儀が「再興」されてくるが、綱吉政権下での大嘗会（天皇即位儀礼）が220年ぶりに復活するにあたり、経費削減に反対する地下官人の訴訟により大嘗会再興の中止が議論されるまでになる経緯（武部敏夫1954）は、そのことをよく物語っている。

[18] 地下職官志 宝永元年（1704）写

地下官人の職員名及び職掌を記した有職書。近世の地下官人には、大外記・左大史・出納を世襲する押小路・壬生・平田の三催によって指揮される外記方・官方・蔵人方、それ以外の三催外のおよそ四つの指揮系統があり、真継家は蔵人方の御蔵小舎人に属し、出納平田家の差配をうけていた。この御蔵小舎人は、遅くとも10世紀には成立し、蔵人に指揮されて出納とともに納殿（御蔵）を管理し、殿上で様々に使役され、勅使・奉幣使に従うことや禁中での犯人逮捕等の守衛にも関与していたことが知られる。近世には山科二家、栗津、真継の四家で構成され、年番・月番を定めて、「御蔵」として朝儀の照明（脂油掌燈・脂燭）調進及び殿上下での作業、「小舎人」として職事蔵人に従い、天皇を守護する護持本尊の奉仕や將軍宣下の告使などを勤めている。名古屋大学附属図書館「神宮皇学館文庫」資料。



[19] ^{こげんちよくふ}固関勅符

延享4年(1747)5月1日〈真継1969〉*口絵写真11

桜町天皇讓位時に、美濃国司に警備を命じたもので、固関使として紀朝臣(真継)矩弘の名が見える。固関使は、古代朝廷の重大時に勅使を派遣し、諸国の関、特に三関(鈴鹿・不破・愛媛、のち逢坂)を固めさせたことに淵源し、平安期には形骸化したとされるが、近世を通じて挙行が確認できる。

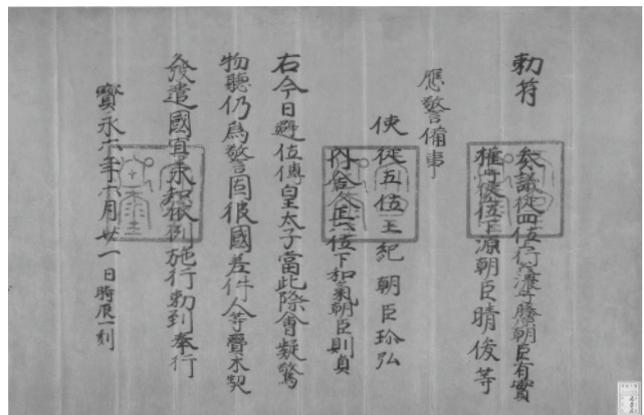
文書の料紙は黄染めの厚手の雁皮紙(黄紙)で、内印(天皇御璽)が三か所に捺されている。こうした様式及び本文は、西宮記などと一致しており、しかも天皇の画日(五月一日の「一」、異筆である)があることから、固関使發遣儀式で作成された実物と判断される。發遣儀式を終えた真継矩弘は、廃絶久しい不破関には向かわず帰宅したため、勅符は真継家に残されたのである。

なお、真継家は宝永度・享保度とあわせて3回の固関使を勤めており、真継家文書中には、宝永6年(1709)の東山天皇讓位時の固関勅符も伝わっている。現在確認されている固関勅符は、これら数点程度にとどまるものとみられ、古代から近世まで長い歴史をもつ朝廷の役割やその儀礼を考えるうえで、非常に貴重な史料といえる。

[参考5] ^{こげんちよくふ}固関勅符

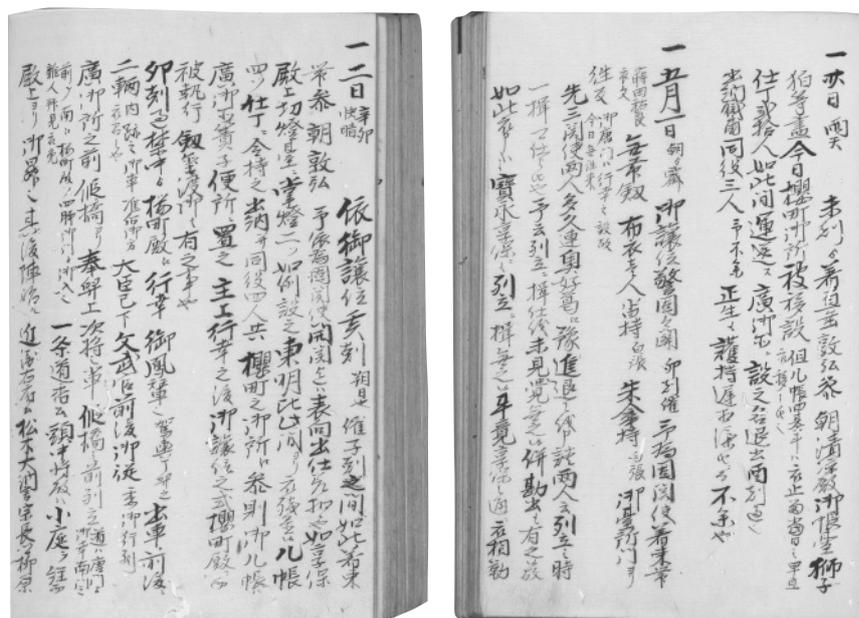
宝永6年(1709)6月21日〈真継0271〉

東山天皇讓位時に出されたもので、美濃国(不破関)固関使として紀朝臣(真継)珍弘の名がみえる。



[20] ^{ようろく}要録 延享4年(1747)〈真継5875〉

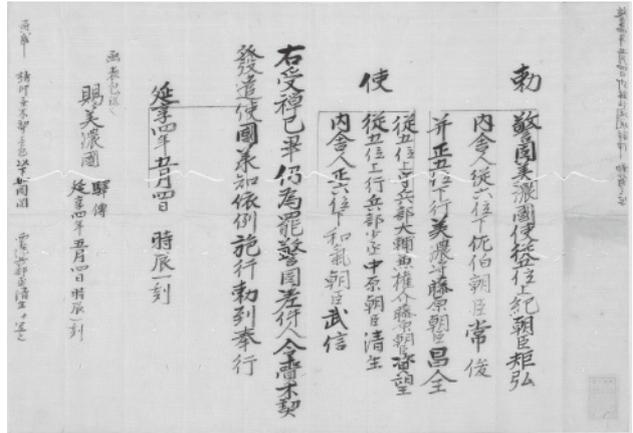
延享4年5月2日、前日の固関儀に続き、讓位の儀式が行われたが、矩弘は日記に「予、固関使たるに依り、開関迄ハ表向出仕差し控え候也」と記している。固関使で美濃・不破関へ出張している期間は、建前上、在京していないはずなので、出勤できないという意味だが、このような現実離れした朝儀が復活・執行された意味を考えねばならない。



[21] かいげんちよくふ 開関勅符写

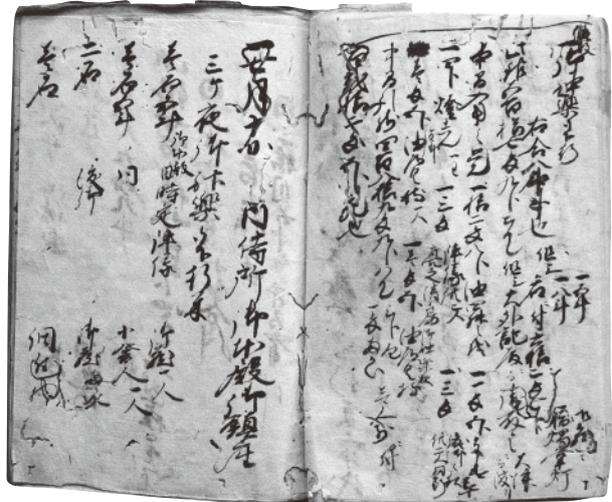
延享4年(1747)5月4日〈真継 2453〉

桜町天皇から桃園天皇への譲位が完了したことをうけ、5月4日には開関儀式が行われた。そこで新帝から美濃国司及び固関使らに開関が命じられ、開関使として中原(粟津)清生らが派遣されている。しかし、固関同様、向かうべき関は既に無く、勅符は開関使粟津清生のもとに留め置かれたのであろう。真継家では、同僚の粟津からこれを書写し、将来の儀式に備えたものと考えられる。



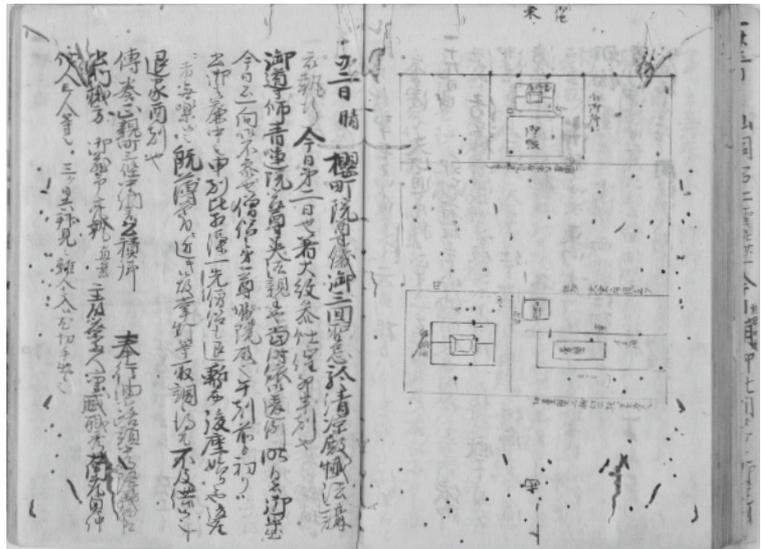
[22] よろずごげきょうおぼえ 万御下行覚 元禄17年(1704)〈真継 5765〉

零細な家産しか有さない地下官人にとって、朝廷儀式への参加(勤役)は、下行と不可分な関係として強く意識されていた。帳簿にある御蔵小舎人の元禄8年(1695)～宝永4年(1707)の平均下行高は25石余で、1家あたり6石余であった。この時期、真継家は、例幣参向料を加え、年平均およそ10石程度の下行収入(実収)を得ていたと考えられる。



[23] ようろく 要録 宝暦2年(1752)4月〈真継 5847〉

清涼殿で桜町院3回忌が執行されるため、小御所中央に移設された^{ひのおまし}昼御座、^{みちようだい}御帳台(寝台)、^{あさかれい}朝餉ならびに^{だいばんどころ}台盤所(女房詰所または調理場)など、天皇の居住空間の配置図。御帳台には魔除けの「獅子狛等」が付属していたらしい。天皇家といえは神道式のイメージがあるが、江戸時代には仏教行事が重視され、葬儀も仏式で行われていた。幕末以降、天皇家の行事から仏教色が徹底的に排除される一方、復古的装いを凝らした「創られた伝統」が、次々と導入されていくことになる。



[24] ようろく 要録 元文3年(1738)～寛保2年(1742)〈真継 5870〉 *口絵写真12

御蔵小舎人としての勤務日誌。ほぼ連続して幕末維新期の分まで残っている。展示部分(元文6年正月1日条)は、元日四方拝の座設営に関する記事で、出納の指揮で真継も出仕したが、霊元院制定の設営法に復旧せよとの指示があったため、図が留められている。四方拝は、元日寅刻(午前4時頃)、天皇が属星を唱え、天地四方と山陵を拝し、息災を祈る儀式である。

●コラム (4) 《服喪規制》

近世の朝廷には、真継家のような地下官人が200家以上も存在し、零細な家産構造を背景に、下行の源泉である公役の奪い合い、競望状況が恒常的に存在した。しかも、近世になって続々「再興」した朝廷儀式の内実は、新たな創出というべきもので、真継家が担った伊勢奉幣齋部使の如く、儀礼を担う官人も絶対的な由緒を保持しておらず、服喪などで出仕できない状況が続けば、役儀が奪われる可能性すらあった。これを回避する手段が、「語合」として代勤措置をとることであり、その場合は一定の収入も約束されることから、服喪規制及びそれへの対応は、官人の再生産にとって重大な問題たりえたのである。

なお、令制では、親族を五段階に分け、喪服を着する期間である「服紀」と服紀中の休暇である「假」が定められ、父母に対しては服紀一年解官（重服）する規定で、それ以外を軽服と称した。その後、中世神道説の影響で、「假」が死穢を忌む期間としての「忌」に転じる形で神道服忌令を生成するとともに、それを直接の母胎として、綱吉政権期、イエ内部の礼的秩序を定律するシステム＝幕府服忌令が編成されたと考えられている。

さて、真継家の記録から葬送と服喪をみた場合、葬送はすべて檀那寺（寛永6年（1629）没の康利までは百万遍知恩寺内養春院。延宝8年（1678）没の久忠以後は、浄土宗知恩院末寺浄福寺の塔頭雲松院）で執行されている。しかも、遺骸は夜中に、「密々」「生存之通」「病氣之躰」で寺に送られ、沐浴ののち葬儀が行われている。

中世では、死穢忌避のため病人を河原に遺棄する例が知られているが、近世においても、官人を含む朝廷社会では死穢を避けるため、危篤状態でも別宅へ送り出したり、上述のように死者を生者・病人として扱うなど、虚偽の作法で臨終を処理している。死穢忌避の観念は実行動を伴っていたのである（類似の作法として、死者を生きた病者として墓地に運び、そこで初めて死者と認定する習俗である「伊勢の早懸」がある（『近世山田町方資料』『日本都市生活史料集成』9、三一書房、1992年）。早懸は、1872年（明治5）廃止されている）。

こうしたなか、享保9年（1724）、真継を養子相続した珍弘が、実母の死を正式に届けず、私的に「慎」を行ったものの、外出規制などの実態が伴っていないことが問題化し、官人仲間から真継家を滅ぼすとの激しい攻撃をうけている（IV 例幣・奉幣 [31]）。

そもそも令の規定は実父母重服であったのだが、当時の朝廷では、神道家の解釈も加わり、養父母と実父母のいずれに重服するのか混乱していたようである。そのため、厳しい批判を浴びながらも、珍弘のケースでは処罰を免れることができた。

こうした服喪をめぐる状況が動くのは宝暦期である。当時の朝廷は、幼少の桃園天皇のもとで、上下秩序の弛緩が問題となっており、摂家による秩序回復をめざす意図から宝暦事件が惹起されるなど、朝廷内部の統制が模索されていた。このようななかで、朝廷では、白川家や吉田家の

神道説や養実継母の恣意的解釈などによる服假混乱にもメスを入れている。武家伝奏広橋兼胤の日記によれば、宝暦2年（1752）12月、諸家一統に対し、令の規定である実父母重服に加え、養父母にも重服を命じるという形で新たな服喪規制を定式化し、朝廷社会の再秩序化が図られたのである。

（秋山晶則）



浄土宗恵照山浄福寺（真継家墓所、京都市上京区）

IV 例幣・奉幣

真継家の公役のうち、特徴的なものに、天皇の意をうけて神に供物を捧げる奉幣参向がある。真継家は、慶長14年（1609）の伊勢神宮遷宮に初めて奉幣使（王・中臣・齋部・卜部の四姓使のうち齋部使）となり、日光遷宮などにも参向している。

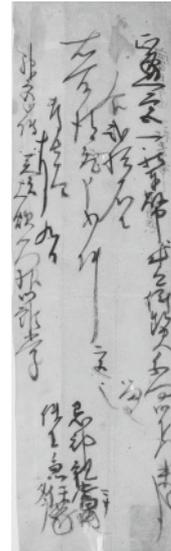
また、日光例幣使創設に連動して正保4年（1647）に伊勢例幣使が200年ぶりに再興されると、以後、例幣使の幕が閉じられる明治3年（1870）まで、服喪期間などを除き、齋部使として毎年伊勢に参向した。さらに、その地位を守るため改姓（元は紀姓）して齋部を名乗り、遷宮や天皇即位など臨時の奉幣にも加わり続けた。

真継家文書中には、この例幣・奉幣に際して作成された史料が多数残されており、近世の朝廷儀礼や、幕府と朝廷の政治的接点の一つである伊勢神宮の検討などに資する貴重な情報が含まれている。

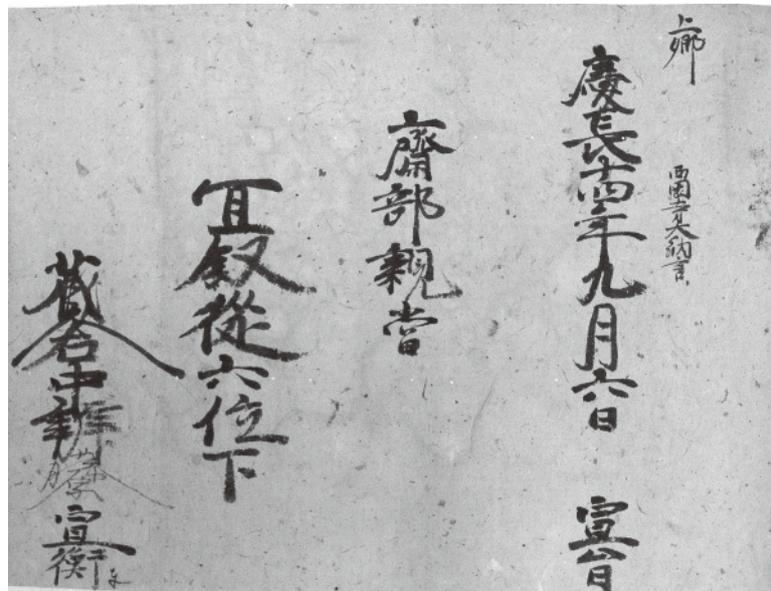
[25] しょうせんぐういっしやほうへいにつきせへさんこうげぎょうまいのこと
正遷宮一社奉幣二付伊勢へ参向下行米之事

慶長14年（1609）10月9日 〈真継 0121〉

真継が初めて伊勢奉幣使に抜擢された際の下行米の受取控。^(書) 忌部親當は真継康綱の作名であり、使王兼任（氏名不詳）とともに20石の下行を受けている。なお、成巻文書のなかに、同年9月6日付で齋部親當を従六位下に叙する蔵人中御門宣衡口宣案がある。

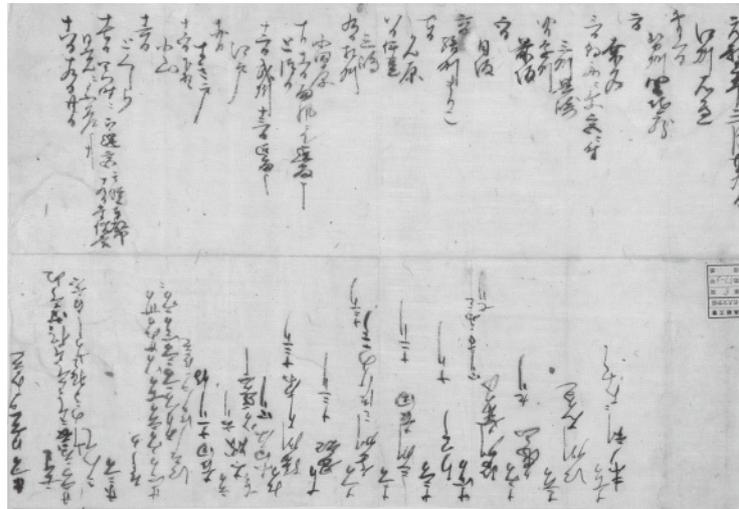


[参考6] くろうどのとうなかみかどのぶひらほうくぜんあん
蔵人中御門宣衡奉口宣案 慶長14年（1609）9月6日 〈中世1-2-11〉



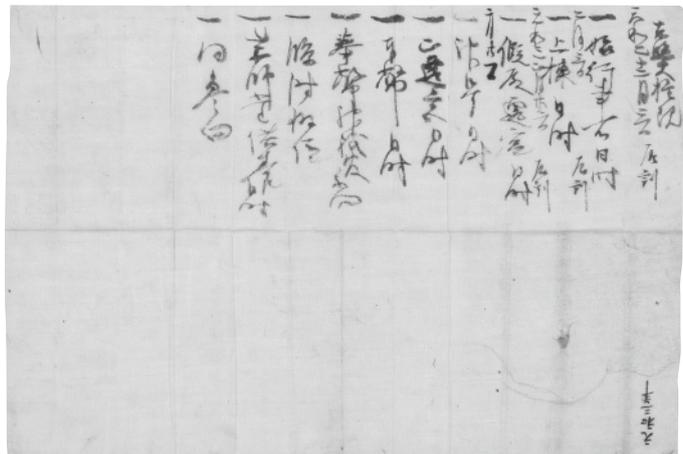
につこうさんこうりよていおぼえ
 [26] **〔日光参向旅程覚〕** 元和3年(1617)3月 〈真継 4820〉

家康の遺体を日光東照宮へ移す正遷宮儀式に参列した時の旅程表とみられる。3月29日に京都を出発して近江国石辺(滋賀県石部町)に宿をとり、4月17日に日光で儀式に参列し、帰途江戸にしばらく滞在、5月17日に京都へ帰着している。



につこうさんこうについておぼえ
 [27] **〔日光参向日程覚〕** 元和3年(1617) 〈真継 0026〉

日光東照宮遷宮の日程表。「始行事」「上棟」「仮殿遷宮」などの項目・日付の記入がある。4月17日に行われた「正遷宮」以下の項目に日付の記入はないが、「奉幣神祇官参向」「業師堂供養」などの項目があり、元和の東照宮造営に関わる貴重な史料である。



どうしょうだいごんげんさんこうやくしゃぐぶにんずうのこと
 [28] **東照大権現参向役者供奉人数之事**
 元和3年(1617) 〈真継 0029〉

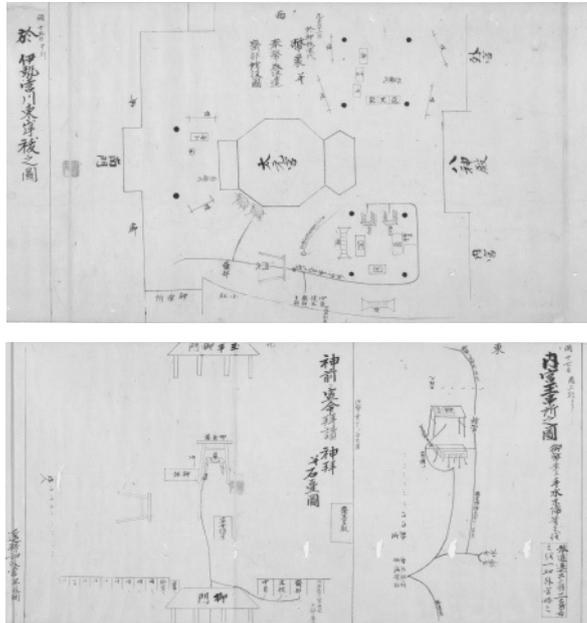
家康の遺体を日光東照宮へ移す正遷宮に参列する忌部親當および使王兼任の従者として、それぞれ「侍二人、下三人」を書き出し、壬生官務家へ報告したもの。両人は慶長14年の伊勢奉幣使もつとめている。



れいへいはつけんじんぎかんだいならびにせしゅうみやがわとゆけいすずのりようぐういんべしよやくのようぞ
[29] 例幣発遣神祇官代并勢州宮河止由氣五十鈴之両宮齋部所役之要図

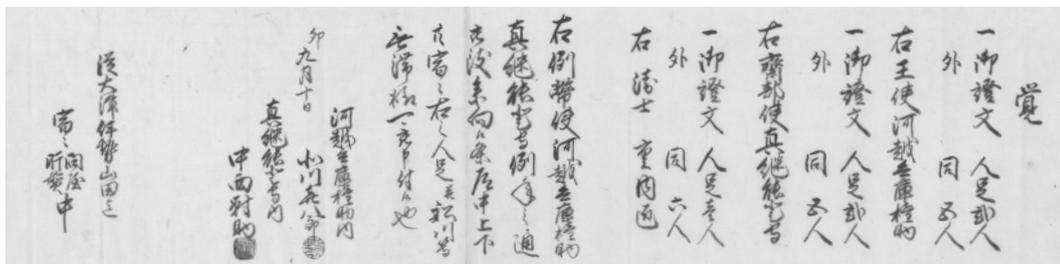
延享2年(1745) 〈真継 2336〉

伊勢例幣の際に行われる各儀式について、幣帛を守護する齋部使の役割を图示したもの。発遣儀式には、廃絶した神祇官にかわり吉田神社齋場所(八神殿)が使用されている。なお、伊勢神器の吉田山降臨密奏事件(1489年)の影響で、宮川東岸祓以下で確認されるように、卜部使(吉田)の参加は発遣儀のみで、伊勢へは参向できなかった。



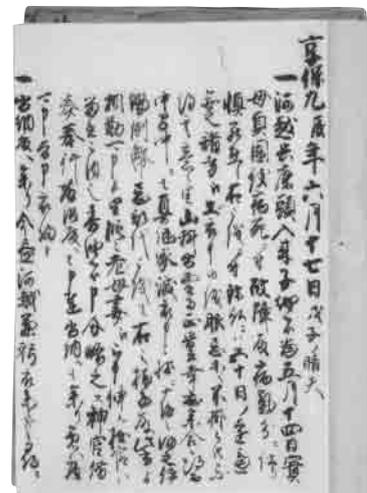
おほえ
[30] 寛(例幣につき先触) 卯年9月10日 〈真継 2569〉

例幣使のうち王・齋部・衛士の一行が伊勢神宮へ向かう際に、通過する宿場にあらかじめ人足手配を指示するため出した廻状の一種で、寛政期以降のものと思われる。「証文人足」とあるのは、京都所司代が発行した証文による公用無賃人足を指している。



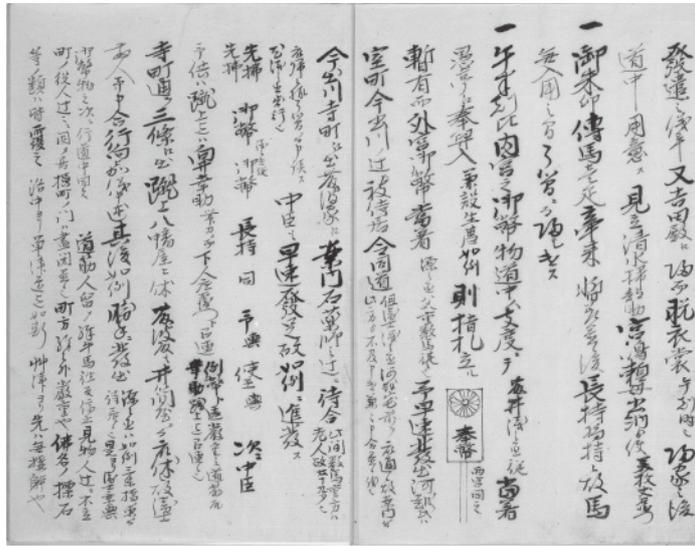
いせれいへいんべだいきしょうにつき
[31] 伊勢例幣忌部代故障日記 享保9年(1724)6月 〈真継 5778〉

伊勢奉幣王使をつとめる河越家が、真継珍弘の実母死去による服喪を不十分とみて、官人仲間の意向を背景に、「真継家ヲツプシ被申(諸日次記)」などと激しく攻撃した一件。伊勢例幣への勤役という権益をめぐり、地下官人仲間内に厳しい緊張関係があったことや、服喪をめぐる当時の規範意識が示されていて興味深い。珍弘奔走の結果、河越の主張は却下され、山科正量が忌部使の代役を勤めることで決着している。



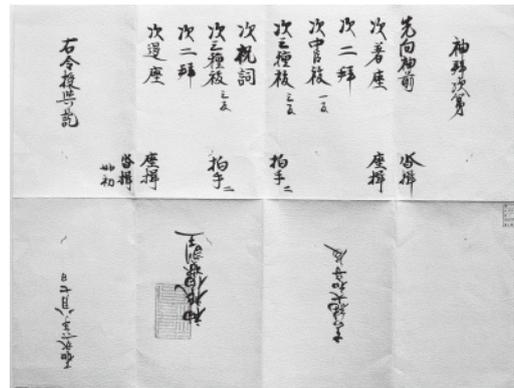
しちしゃりんじほうへいほうしき
 [32] 七社臨時奉幣奉仕記 延享元年 (1744) 〈真継 5796〉

幕府による朝儀復興の一環として認められた甲子年七社奉幣に際し、齋部使として参向した真継矩弘が、京都・伊勢往還の様相を克明に記録したもの。展示部分には、幣物差札(絵符)や厳重な警戒の様子、「仏各(閻)ノ標石等ノ類ハ皆覆之」という仏事忌避・神仏分離志向の記事が見られる。奉幣使が通過した地域では、どのように受けとめられたのだろうか。



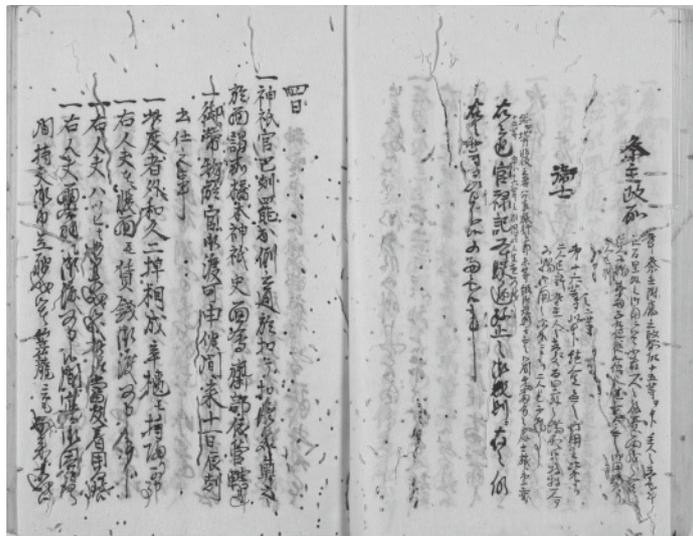
しんぱいしだいじゆよじょう
 [33] 神拝次第授与状 嘉永6年 (1853) 8月7日 〈真継 4437〉

真継家は、伊勢例幣使の随員となるなど、朝廷祭祀を家業の一つとしていたが、この文書は神祇官の長官である神祇伯白川資訓が、真継大和守能弘に神拝式を伝授した授与状である。神祇伯の署名の右肩に捺された「神祇官」印にも注目されたい。



れいへいいんべしさんこうき
 [34] 例幣齋部使参向記 明治3年 (1870) 〈真継 5888〉

伊勢例幣使の一員、齋部として伊勢神宮へ参向した時の記録。表紙には「今年ヨリ道中筋御改正」とあり、旅費・荷物の輸送人足などについて、駅通規則に準じた改訂が実施された。この参向記が記された翌年、明治5年5月には、伊勢神宮の大改革が行われ、神宮祭祀もまた刷新された。京都からの伊勢例幣使の派遣も中止され、真継家の神宮祭祀への関わりもこれが最後となった。



●コラム (5) 《路頭礼節》

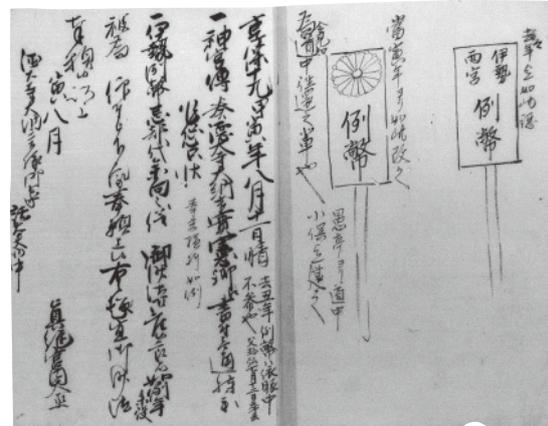
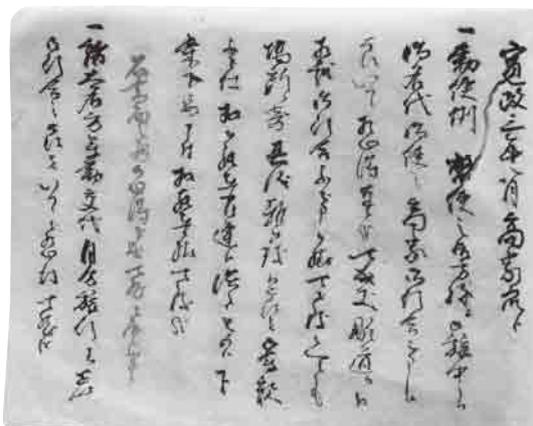
真継家の伊勢奉幣記録を読むと、京都から伊勢に至る旅程や儀式での幣帛（供物）の守護に多大な関心が払われていたことがわかる。幣帛は薦に覆われた唐櫃に入れられて搬送されたが、その幣物にもさまざまな意匠が凝らされている。

まず享保5年（1720）には、真継家の発案で、初めて「官幣」と記した差札が立てられ、享保19年（1734）以降は、「道中往還の輩に見知らしむる」ため、「例幣」の差札に菊の紋章を付した絵符とし（右下写真）、翌年には菊紋提灯の夜間使用も始まっている。延享4年（1747）以降は菊紋日覆（雨の際は菊紋油紙覆）の使用、さらに天明2年（1782）からは唐櫃の覆を琉球包から菊紋大袖へと変更している。

真継家は、こうした自己運動を通して朝廷存在を強烈にアピールするとともに、道中では、武家及び一般人に対しても注意を喚起し、官幣に対して下乗を命じることで役儀遂行を図っていった。しかし、真継家の想定する秩序に抵触する事態もしばしば起きており、そこから段階的变化を読みとることが可能である。

18世紀の記録を読む限り、伊勢例幣参向の途中、大坂城番衆や將軍の命を帯びた上使などの公用通行と忌部使（真継家）が遭遇する場合、必ず忌部使のほうが回避しているが、寛政4年（1792）に紀州家中が下乗せず乗打したことが問題化した頃から状況は大きく変わり、天保2年（1830）には、大坂城代が忌部使との遭遇を回避するなど、通行権威の逆転が起こってくる。この傾向は、幕末になると一層顕著となり、摂家当主や禁裏附武士なども下乗するようになる。こうした奉幣使や幣物の権威化は、内憂外患状況を背景とする天皇・朝廷の政治勢力化と一体のものであった。

ところで、真継家文書中の「日光例幣使・寛政三年度高家伺書」という記録によれば、寛政10年（1798）、日光例幣使の正親町三条が夜中に東海道沼津宿に現れ、本陣宿泊の大名を追い出す乱暴を働いたことが問題となっている。これは、当該期における天皇権威の上昇傾向に連動した公家の動きを背景に、トラブル回避を求める大名に押されて高家が行った朝廷への照会（左下写真）が伏線となって引き起こされたものと判明する。そこで幕府は、寛政12年（1800）、公家の動きを抑え、幕藩領主階級の威信保持のため、諸大名・幕臣に対し、道中で公家衆に出会った時の挨拶の仕方（路頭礼節）を指示し、朝廷にも通告している（例えば、従来は勅使に対し大名が籠を片寄せ控えたものを、以後は片寄せてそのまま通行するといった類）。こうした身分格式と組み合わされた儀礼的行為は、幕藩領主や朝廷を貫く威信の系列を表象しており、国家的支配の問題とも連動するため、重大な関心をもって受けとめられていたのである。（秋山晶則）



V 官人の生活

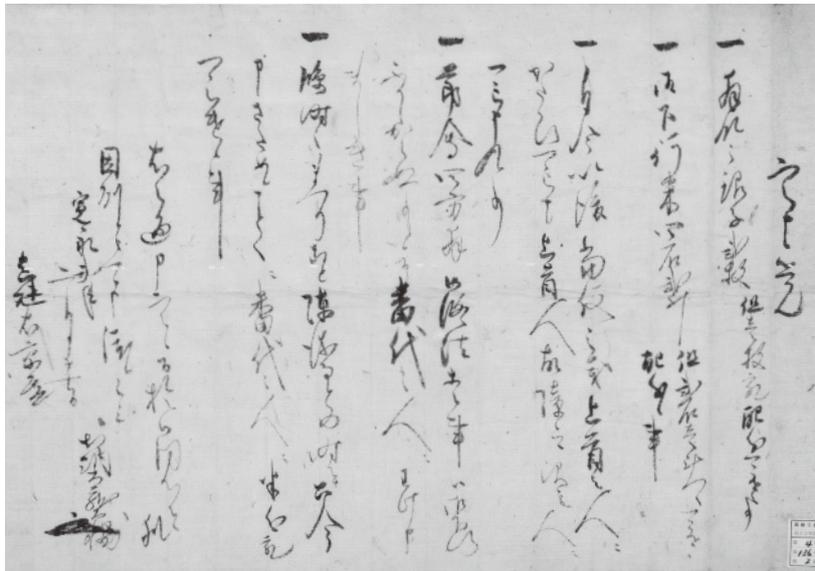
真継家内部の様子、官人としての生活は、真継家文書全体の2割を占める家政関連史料（所領、屋敷、家計、儀礼、交際、主家柳原家関係、家伝などに分類される）や文化関係史料に詳しい。

近世の真継家は、微少ながら、山城国葛野郡西院村に高3石余、壬生村に1石余の計5石の知行を有し、実際に地方支配を行っていた。しかし、自分知行地の鉄砲改を幕府の京都代官に委ねたように、個別領主権の行使は限定されたものであった。この知行地からの収入は玄米3石程度であったため、御蔵小舎人の公役出勤にともなう下行米に強く依存する一方で、鋳物師支配を通じた札銭収入に期待をかけたのである。

しかし、鋳物師組織の再編に乗り出した珍弘や矩弘の段階では十分な収入に結びつかず、官人として諸役免除を受けながらも、借財して借家を転々とするなど、不安定な状況が続いている。それが康寧以降になると、鋳物師組織を拡大するなかで、経営も安定化に向かい、文化・教養関係でも、公役や奉幣使などの職務遂行に欠かせない有職故実や神道関係の蔵書を充実させ、衣紋道などに励む姿が見られるようになる。

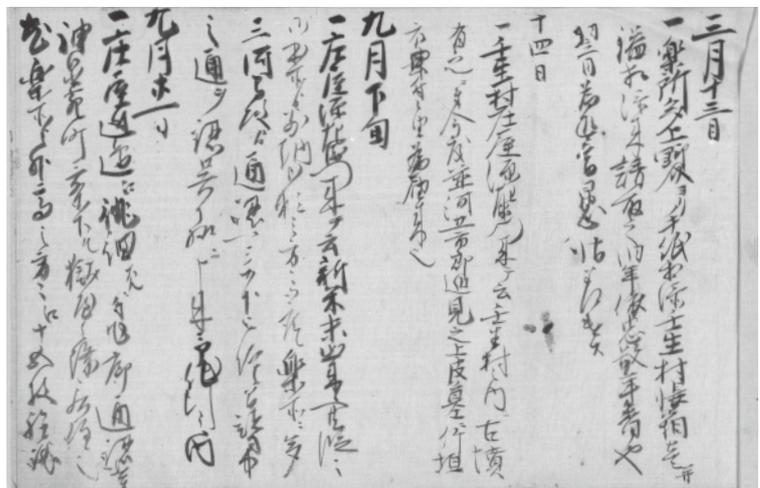
[35] ^{さだめもうすおぼえ} **定申覚（拝領銀子并下行米配分等に関する定書覚）** 寛永2年（1625）2月17日 〈真継 0049〉

^{すいのう}出納大蔵大輔（平田職忠）から真継右京（康利）に宛てた定書。服喪等で出仕に支障が生じ、ほかの官人に代勤を依頼する場合の下行配分を定めたもの。零細な家産ゆえ、朝儀下行米に強く依存する官人同士の紛議防止のため制定されたものであろう。出納平田職忠は、「職原抄」の刊行や自ら「官職弁覧」を表すなど有職故実家として知られる。



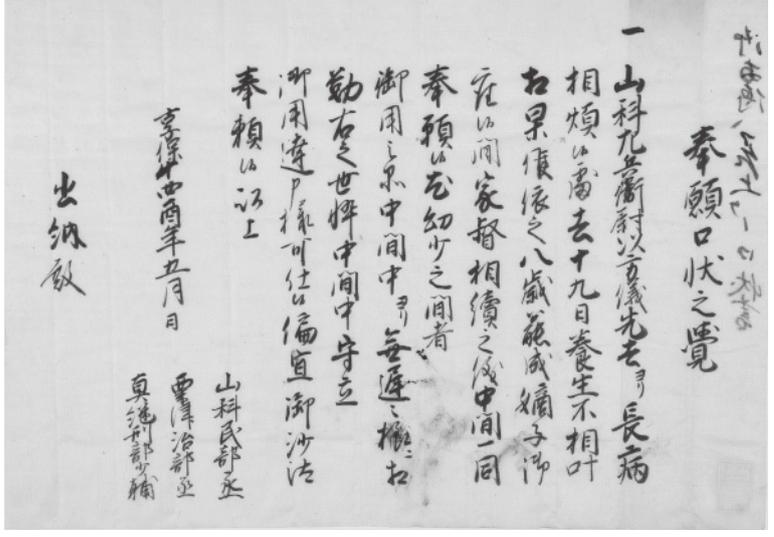
[36] ^{みぶむらねんぎょうじし} **壬生村年行事誌**
享保18年（1733）3月 〈真継 2248〉

この帳簿は、真継矩弘が地方支配の年行事を勤めた時のものである。展示部分には、年行事の帳箱受取、壬生村内の古墳の届け、官人の前納依頼一件などの記事がある。この壬生村には、真継家を含む58家の地下官人領80石があり、官人らは、公役と同様な年番（年行事）を設定し、官人全体をまとめあげることで、微少・散在する知行地支配を行っていた。



[37] ^{ねがいたてまつるこうじょうのおぼえ}
奉願口上之覚 享保14年
 (1729) 5月 日 〈真継 2357〉

享保14年(1729)、御蔵小舎人山科以方の病死にともなう相続願書の控。当初、御蔵仲間内では、幼少の実子市若への相続をめぐり紛糾するが、仲間3家が市若を補佐することで決着し、出納平田家へ相続を願い出ている。なお、地下官人なみかんじんには、真継家のように代々官人を勤める並官人と、百姓・町人身分でありながら、株取得により、儀式に際してのみ官人となる下官人の両様があったが、並官人の相続については出自が吟味され、同じ公役を担う仲間や親類筋(一家)といった集団が大きな影響力を持っていた(下官人の相続は殆ど問題になっていない)。



[38] ^{きんぎんでいりおぼえちよう}
金銀出入覚帳 文久3年(1863)～慶応3年(1867) 〈真継 5070〉

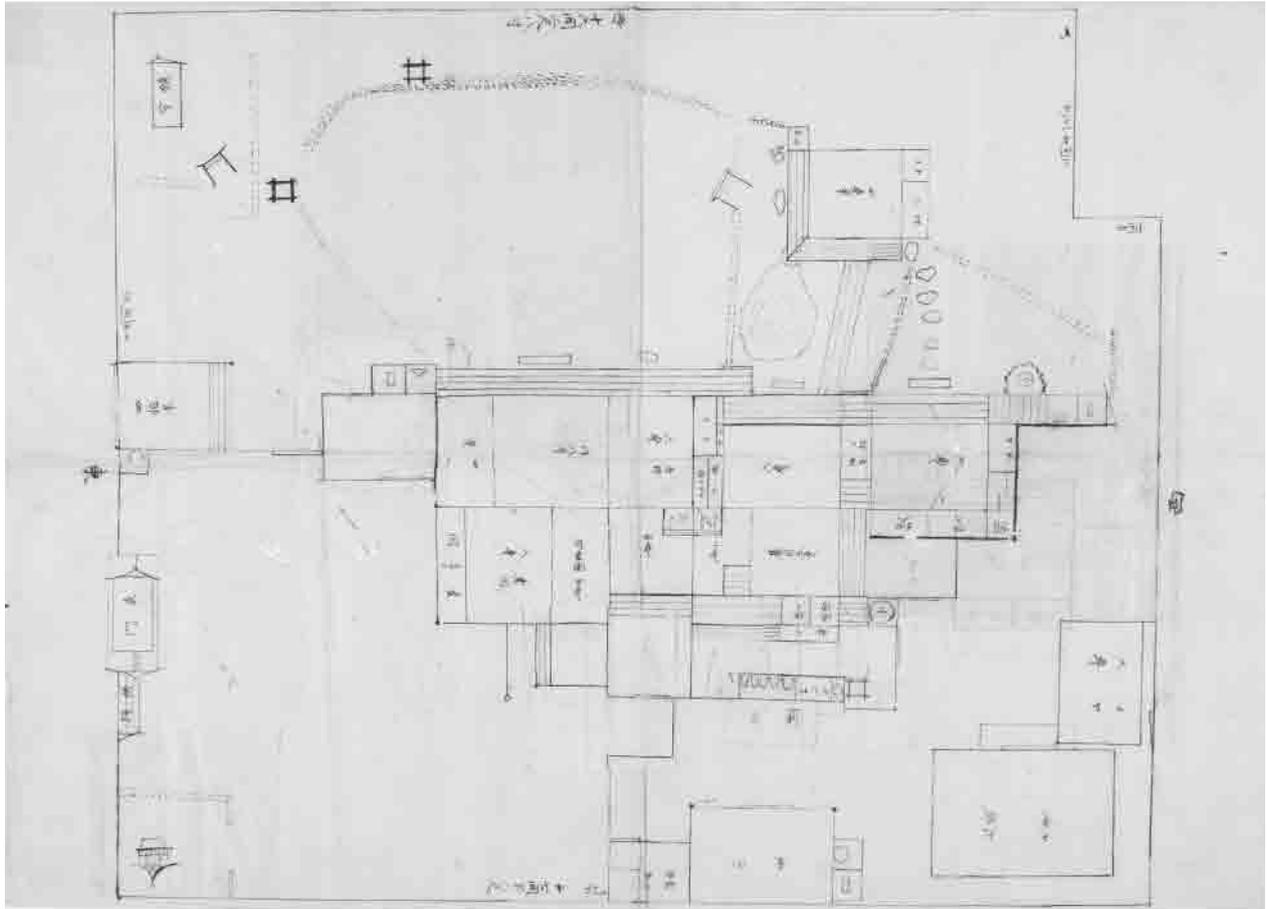
幕末における真継家の財政状況を示す帳簿。近世中期には、年貢米収入が1割、下行と鋳物師収入が各4割程度の比率であったが、幕末になると、米価・物価の高騰と朝儀の増加をうけ、現米支給の下行が大きな比重を占めるようになる。一方、鋳物師収入は金納によるため、活発な活動とは裏腹に、総収入に占める割合は、元治元年に29%、慶応元年には13%程度にまで低下している。



[39] やしきえずめん
屋敷絵図面

安政7年(1860)〈真継 4451〉 47.5×65.5cm

安政7年改築時の真継家屋敷図である。鋳物師支配が順調であった寛政4年(1792)から明治7年(1874)まで、この室町通上立売下ル瓢箪図子町の屋敷に居住していたが、鋳物師支配が終焉を迎えると、長年住み慣れたこの屋敷を離れ、郊外の葛野郡宇多村へと移っていった。



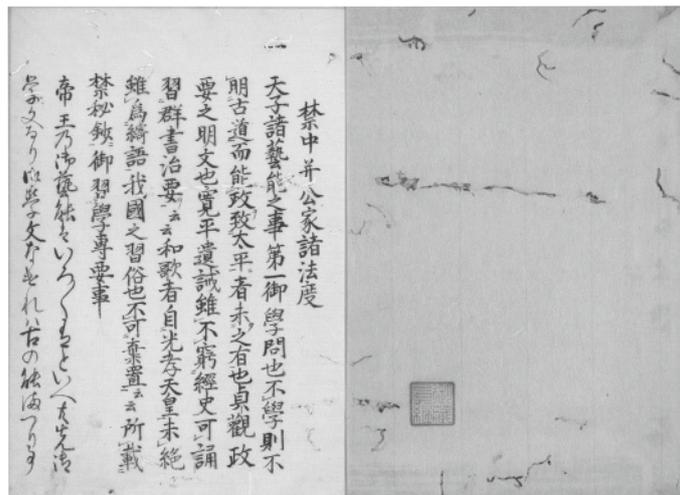
[参考7] ^{しよやくめんじよふだ} 諸役免除札 享和2年（1802）8月26日

「諸役御免除」と墨書された駒形木札（文学研究科購入史料）。裏には、御隨身・検非違使の役人名と判が記されており、官人に対して交付されたものであろう。真継家文書にも記載があるが、地下官人は、町に居住しながら町役などの課役が免除されており、それを証する木札を軒下にぶらさげていた。



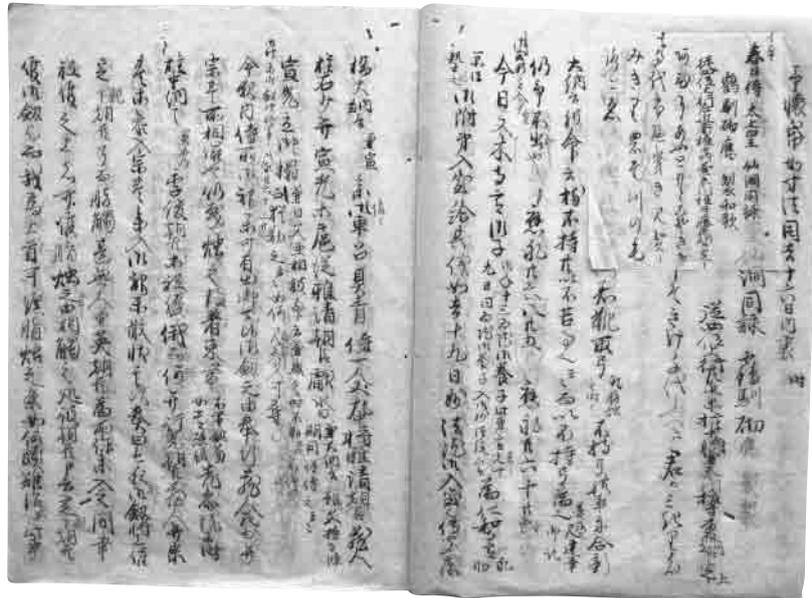
[40] ^{じゅうしちかじょう} 拾七箇条（禁中并公家諸法度）〈真継 1958〉

慶長20年（1615）に、家康、秀忠、関白二条昭実の連署により、天皇以下公家衆および朝廷関係寺社をめぐる行動規範を定めた法規。内裏の火災により、寛文4年（1664）に4代將軍家綱の名で再交付されている。字句の異同や解釈に諸説あり、下級官人の家にはどのような条文や解釈が伝えられていたかを示す一例として貴重である。



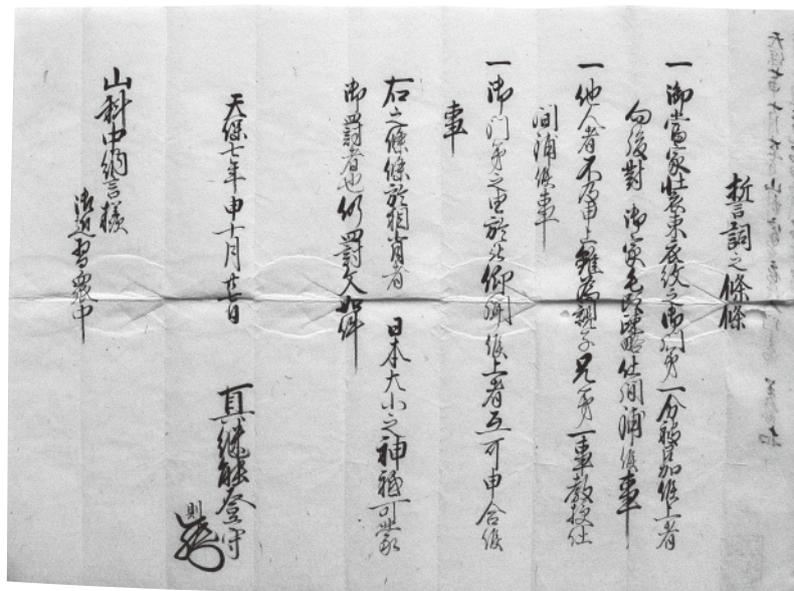
[参考8] ^{さっかいき} 薩戒記 (真継 1930)

朝廷儀礼、有職故実に通じていたことで知られる室町時代の公家・中山定親の日記のうち、応永23年（1416）分の抜粋。多数存在したとみられる江戸時代の写本の一つだが、朝廷儀礼の先例などを知る手引きとして、真継家も同書を所持していたものとみられる。



[41] ^{せいしのじょうじょう} 誓詞之條條 (山科家装束衣紋門弟につき起請文) 天保7年（1836）10月27日 (真継 2079)

近世、衣紋道（公家装束）は、山科家と高倉家が家職として禁中、院や武家方の指南にあっていた。この史料にある通り、真継家は山科家入門して稽古に励んでおり、幕末には能弘が山科家衣紋会の会頭を勤めている。



●コラム (6) 《真継屋敷の変遷》

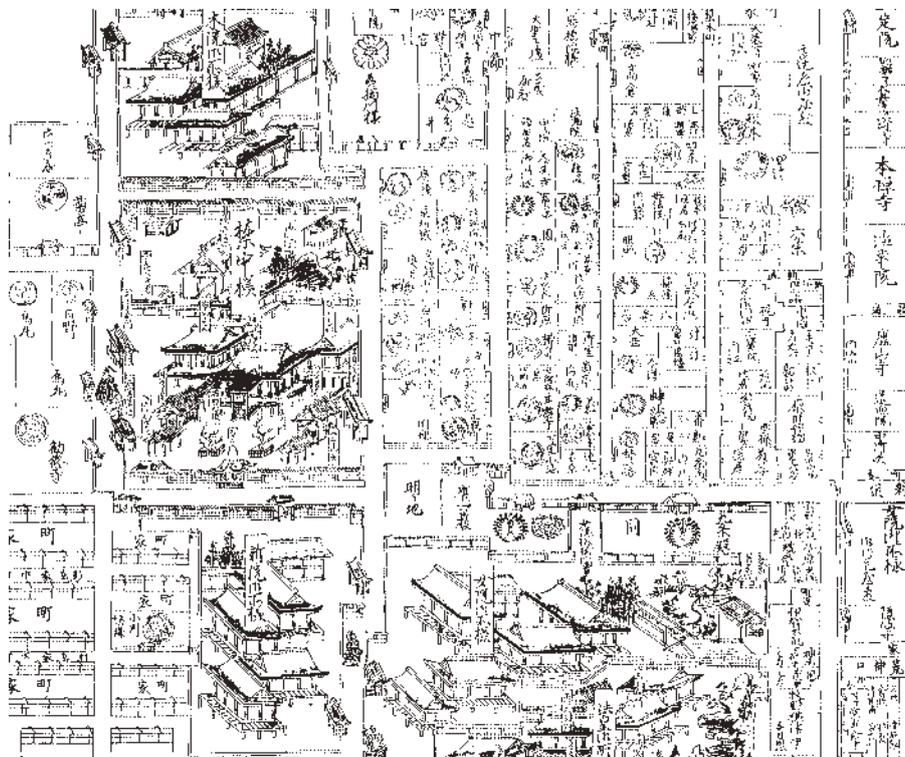
真継家を創始した久直は、『言継卿記』や『晴右記』にある通り、天文・永禄年間（1532-69）には禁裏六町に居住し、その有力メンバーとして活動していた。しかし、矩弘が寛保3年（1743）に真継家の由来をまとめた「鑿旧志」によれば、久直から玄弘^{しげひろ}までの屋敷は二階町（禁裏公家町）にあったと伝えており、久直の代にその財力を傾け、禁裏公家町へ転入したものと考えられる。

この二階町の屋敷については、下に掲げた延宝5年（1667）刊行の「内裏之図」（『新修京都叢書』第11巻下、臨川書店、1987年）で確認することができる。女院御所や九条家の門前、姉小路家の隣に「真継宮内」の文字が見えている。宮内は玄弘のことであるが、「鑿旧志」では、天和年間（1681～83）、彼が大乳人^{おちのひと}に屋敷を売却し、相国寺鹿苑院門前西町北側に居宅を購入して移ったとする。

この玄弘を継いだのが養子^{よしひろ}珍弘^{かんづかい}であるが、彼は勤使（朝廷財政担当役人）岡三左衛門（おそらく幕府御家人）の子であり、貞享2年（1685）、実父の岡が職務不届で罷免された事件に連座して閉門処分を受けている。相当難儀をしたようで、元禄3年（1690）この屋敷を売却し、同町の縁者宅に寄宿している。元禄6年、縁者宅を遺産として継承するも、享保6年（1721）には売却して同町で借宅。さらに享保10年、上立売烏丸西入南側に移り、松屋宇右衛門家に借宅したのち、享保18年（1733）には、室町今出川上ル東側で本多左京家を借りている。

以上のように、元禄～享保期は、禁裏に近接したエリア内にはいるものの、財政難からであろう、借家住まいを転々としていた。こうした生活を脱するのは、矩弘に代替わりした元文2年（1737）のことで、室町新町今出川上ル畠山町の飛鳥井家家司・安田宮内の屋敷を購入している。その後、寛政4年（1792）には、康寧^{やすのり}が室町通上立売下ル西瓢箪^{やすのり}図子町に屋敷 [39] を構えており、以後明治まで、ここが鑄物師^{よしひろ}支配の拠点となった。

なお、明治7年（1874）、能弘は郊外の宇多村（現京都市右京区）へ転出するが、明治13年には、かつて先祖が住んだ二階町（旧公家町）に戻り、主家であった柳原家の留守宅を預かることになるのである。（秋山晶則）



VI 幕末維新期の様相

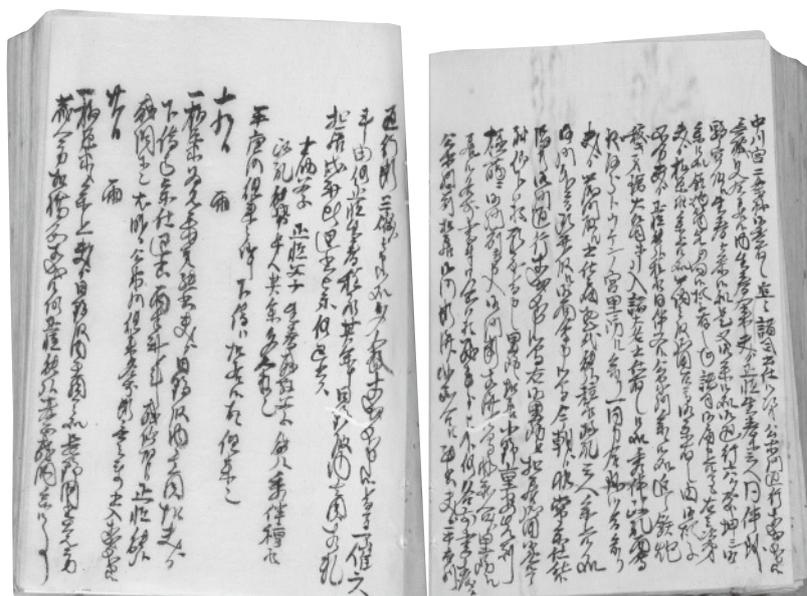
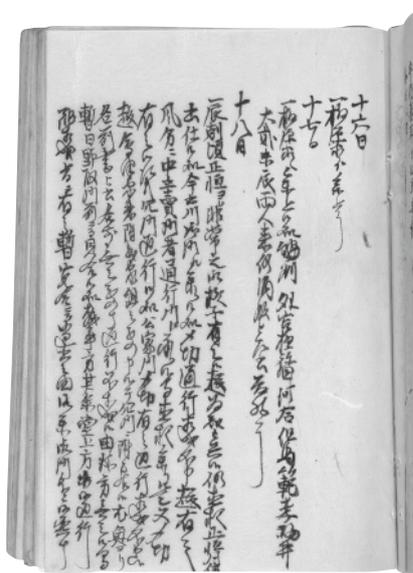
維新変革のなかで、旧来の社会組織が否定されていったように、鋳物師支配もその終焉を迎えるときが来た。鋳物師支配の基本となる許状も、明治3年をもって廃絶し、旧来の特権を守ろうと真継家へ働きかける鋳物師もあったが、やがて関係は切れていった。これにより、真継家は窮乏したものと思われ、郊外への転居を余儀なくされている。

近世最後の当主となった真継能弘は、明治3年（1870）12月に京都府貫属士族となり、家禄現米13石余をうけ、翌年、知行地を返上している。この時期は、布告などを留めた帳簿など、関連史料が豊富に残されている。その後、明治10年より陵丁、墓丁を勤めたが、明治13年からは、中世以来の主家筋である柳原家旧宅へ移り、家扶として留守宅を預かった。この間の事情や、外交に活躍した柳原家との関係は、「家記」などに詳しい。

しかし、こうした幕末維新期の膨大な文書・記録類の分析は、まさにこれからである。今後、丹念に調査・研究を進めるなかで、当該期の真継家の姿はもとより、幕末政治史における地下官人の役割や、身分制解体にともなう制度実態といった課題の解明が期待されている。

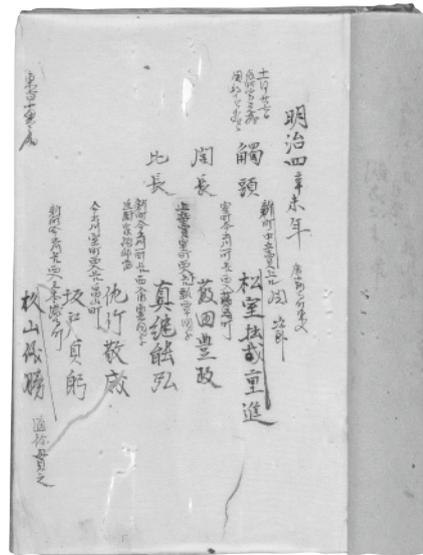
くやくならびにざつき
[42] 公役并雑記 文久3年 〈真継 6108〉

真継家の公役に関する事柄を書き留めた記録（「公役私要録」「公役并雑録」「公役并雑記」などの表題がある）は、真継家の近世文書の中心をなすものである。幕末期の「公役并雑記」は、朝廷の諸役に対する真継家の奉仕記事以外に、朝廷政治の動向に関する記事も散見され、政治的動乱の様子をうかがうことができる。ここに示したものは、文久3年8月18日条で、朝廷の政治的主導権を掌握してきた尊攘派公家が追放された、いわゆる8月18日の政変が起った日の記事である。



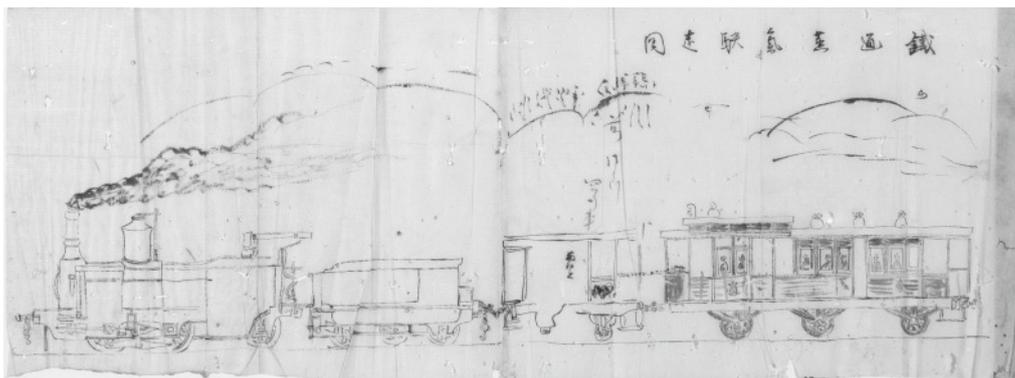
しぞくひちょうとりあつかいどめ
 [43] **士族比長取扱留** 明治4年(1871)9月13日
 〈真継 6118〉

維新変革は、朝廷機構のみならず、地下官人たちの生活にも大きな影響を及ぼすことになる。明治政府は、明治3年(1870)12月10日、宮・堂上及び地下官人の家禄制度を改革し、地下官人については士族もしくは卒という、新たに作られた族籍に編入したうえで、京都府の管轄下においた。地下官人出身の士族集団には、5人の触頭が置かれ、布令の伝達や身分上の願いや届けなどを取り扱い、士族の取り締まりにあたった。真継能弘は、松室重進の触下88名の一員となっている(明治4年「士族名前書」による)。こうした多数の集団を取り締まるため、9月になると、5人の触頭の下に11の「閥」を置き、さらに一閥を四つの「比」に分けた。能弘はこの時に「比長」となり、配下5人の取り締まりの責任者となった。この文書は、その比長在任時の記録である。真継家文書中には、比長関係史料が全部で5点現存している〔比長の詳細については、後掲の特論参照〕。



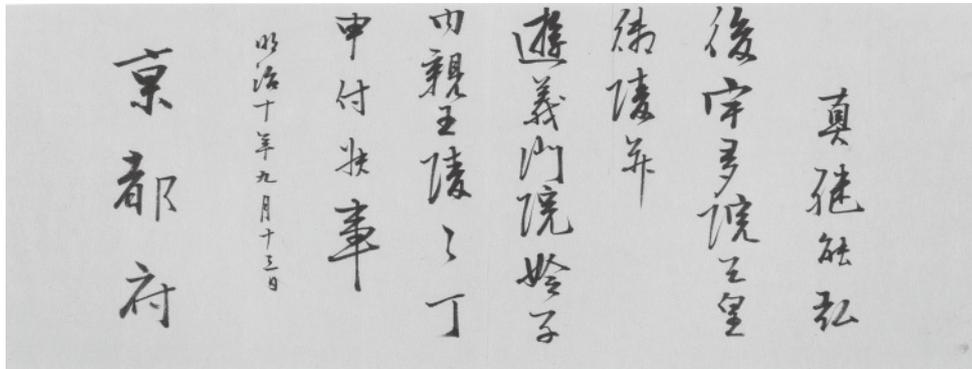
ごふれいかいしょうつし
 [44] **御布令廻章写** 明治4年(1871) 〈真継 5890〉

真継家文書中の近代文書のうち、真継家が太政官の布告類や京都府の布令を書き留めた布告留は、明治4年から6年まで4冊現存している。展示史料はその最初のものである。ここに示したのは、明治4年6月、鉄道の必要性・利便性を説き、工部省による停車場工事の着手を論告した京都府布達と、それに付された「鉄道蒸気駅走図」である。当時の人々はこの布達を、どのように受けとめたであろうか。



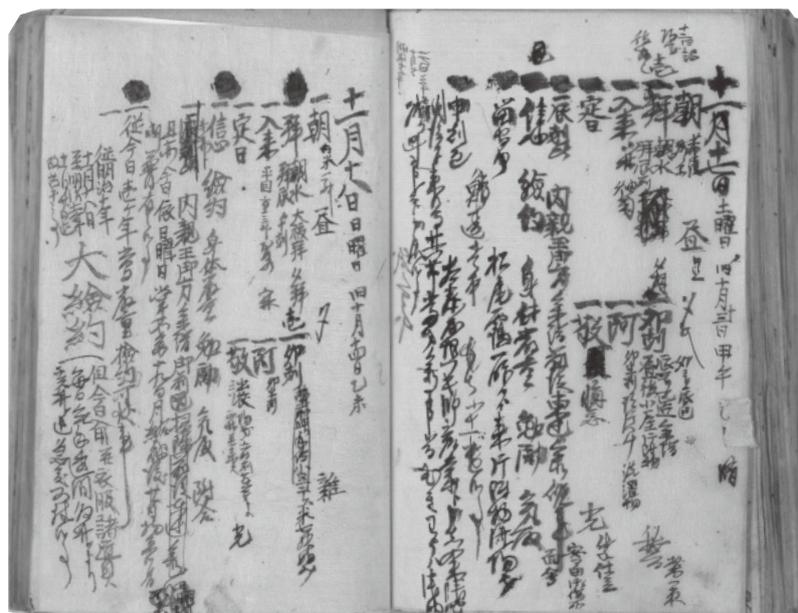
ごうだてんのうりようちようもうしつけ
 [45] 後宇多天皇陵丁申付 明治10年(1877) 9月 〈真継 2104〉

京都府が真継能弘に対して、後宇多天皇とその皇后であった遊義門院始子内親王の陵墓の管理者(陵丁)を命じた文書。陵墓の所在地は、京都府葛野郡上嵯峨村の蓮華法寺。また能弘は、明治16年(1883)には宮内省から、京都御所の管理などにあたる殿部職を命じられている。真継家文書には、明治16年の時点での陵墓の所在地とその管理者(陵掌・陵丁)の名を記した「御陵墓明細書」も伝来している。



かきざつぎつどめ
 [46] 家記雑々留 明治10年(1877) 〈真継 5846〉

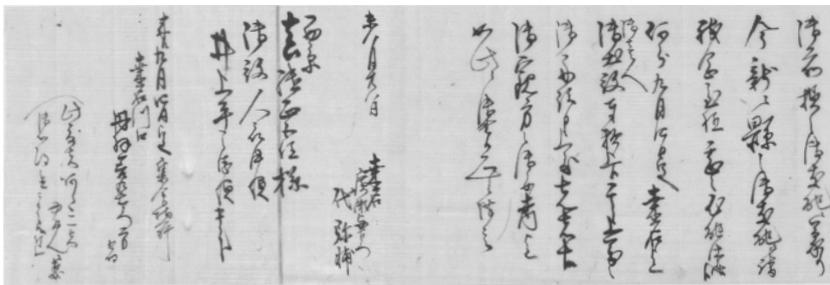
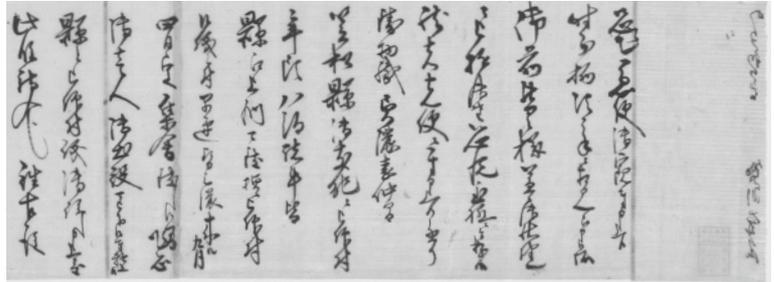
真継能弘が日々の行動を書き留めたもの。真継家文書中には、表題に「家記」と題した史料が24冊残されている。最後は明治18年(1885)4月で、「三十八」と表題にあることから、相当数が失われたことになる。これ以外に、文久3年(1863)正月から明治6年春まで書き継がれた日記15冊(表題は「日々雑記」「日雑記」など)が現存している。展示部分は、11月17~18日の記事であるが、食事内容・拝礼・来客などに続いて、「信心」「儉約」「身体嚴重」「勉勵」「氣取」「稽古」という、自己の戒めとなる言葉を書いている。能弘は、この自戒の言葉を毎日書いていた。



いせのくにくわなひろせよざえもんだいやすけしよじょう

[47] **伊勢国桑名広瀬与左衛門代弥介書状** 明治4年(1871)8月28日 <真継2690>

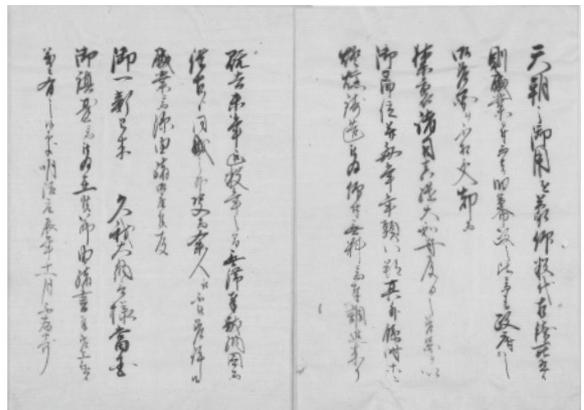
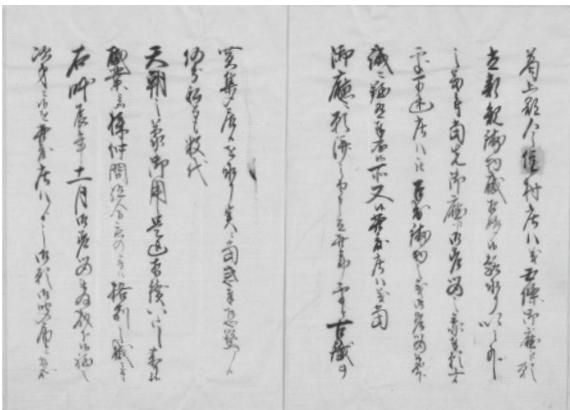
美濃の鋳物師仲間が、笠松県(美濃国の旧幕府領を管轄するために一時的に設置された県)の支配に入るよう命じられたことに対し、古来から続いた真継家の支配が変わることに大変心配がある旨を訴えている。そして、伊勢・美濃・三河の三国の鋳物師が、この問題への対応をめぐり議論するため、9月4日、桑名の丹羽善九右衛門方で集会を開くので、真継家からも一人出役するように依頼したもの。



やまとのくにならまち・かつげぐんごいどうむらいもじたんがんしよ

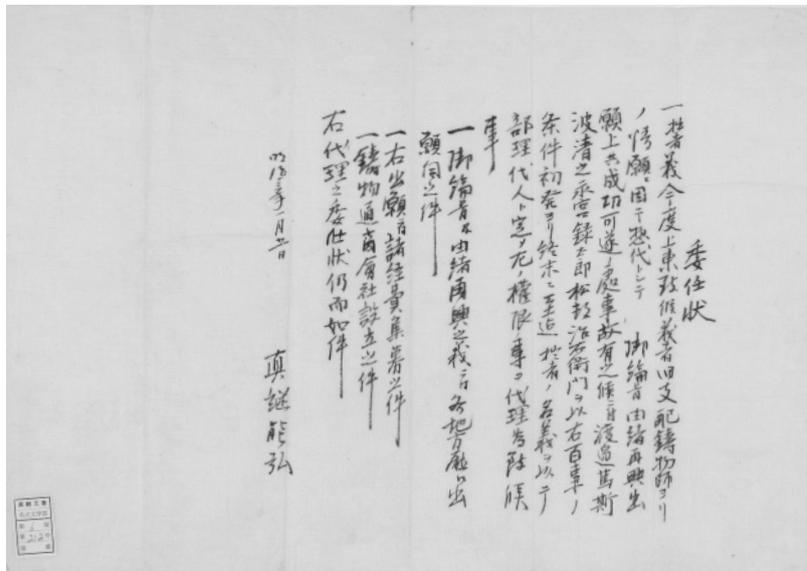
[48] **大和国奈良町・葛下郡五位堂村鋳物師嘆願書** 明治5年(1872)2月 <真継2651>

明治元年(1868)11月、葛上郡今住村の庄八が、新規に鋳物師職を始めることを求め、願書を五条県に提出したが、五条県がこれを認めなかったため、庄八は5年になって再び奈良県(五条県の後身)に願書を提出した。この動きに対して、奈良鍋屋町の鋳物師松尾九平や五位堂村の杉田文三郎らが、真継家の指図で朝廷御用を勤めてきたという由緒を主張し、庄八の鋳物師職新規参入を認めないよう奈良県へ歎願している。文中には、王政復古の直後に初めて奈良県に入った大和鎮台総督・久我通久に由緒書を提出したとも記されている。政権交代に際し、鋳物師たちが速やかな対応を示しており、大変興味深い史料である。



まつぎよしひろいんにじょう
 [49] 真継能弘委任状 明治13年(1880)1月5日 〈真継 1532〉

明治12年以降、鋳物師たちの中から鋳物通商会社の設立を求める運動が起こってくる。彼らは、真継家の鋳物師支配の由緒となってきた「綸旨御再興」を名目に、当主である真継能弘を惣代にして、政府への出願を計画した。この委任状は、出願のため上京する予定であった能弘が、やむをえざる事情で途中から京都へ帰ることになり、渡辺篤(福井県今立の鋳物師)ほか3名に3か条の権限を委任したものである。その内容は、(1) 由緒再興を地方庁へ出願すること、(2) 出願に関する経費を募集すること、(3) 鋳物通商会社設立のこと、であった。



ぎじょう
 [50] 議定 明治13年(1880)1月5日 〈真継 1538〉

委任状が渡されたのと同じ日、渡辺らは、商社設立に尽力し、設立後は能弘を社長にすること、そのほか運動の進め方について規定した「議定書」を作成し、能弘に提出している。また、関連文書によれば、能弘は渡辺に対して、出願のために用意した「建曆三年藏人所牒」を預けている。



《参考文献》（展示・図版史料に関わるもの）

- 秋山晶則「御蔵小舎人真継家について」（『論集きんせい』13、1991年）
- 秋山晶則「朝廷服假制の変容—真継家の事例を素材として—」（『名古屋大学古川総合研究資料館報告』9、1993年）
- 秋山晶則「真継家の伊勢奉幣参向をめぐる」（『名古屋大学古川総合研究資料館報告』12、1996年）
- 網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、1984年）
- 網野善彦「偽文書を読む」（『史実と架空の世界』週刊朝日百科 通巻723、1989年）
- 稲葉伸道ほか『日本前近代社会における下級官人の研究—真継家を中心として—』（科学研究費補助金研究成果報告書、2005年）
- 大塚英二「明治四年における真継家鋳物師支配の終焉」（『名古屋大学古川総合研究資料館報告』10、1994年）
- 大塚英二ほか「真継家文書目録」（『名古屋大学古川総合研究資料館報告』6、1997年特別号）
- 黒川高明『源頼朝文書の研究 史料編』（吉川弘文館、1988年）
- 桜井英治「天皇と鋳物師」（『岩波講座 天皇と王権を考える』3、生産と流通、岩波書店、2002年）
- 笹本正治『真継家と近世の鋳物師』（思文閣出版、1996年）
- 山陽新聞社編集発行『ねねと木下家文書』（1982年）
- 下橋敬長『幕末の宮廷』（平凡社東洋文庫、1979年）
- 武部敏夫「貞享度大嘗会の再興について」（『書陵部紀要』4、1954年）
- 中川弘泰『近世鋳物師社会の構造—真継家を中心として—』（近藤出版社、1986年）
- 名古屋大学文学部国史研究室編『中世鋳物師史料』（法政大学出版局、1982年）
- 仁藤智子「固関儀の構造と特質」（『平安初期の王権と官僚制』吉川弘文館、2000年）
- 長谷進編著『能登中居鋳物師史料』（穴水町教育委員会、1989年3月）
- 早川庄八「延享四年の固関勅符」（『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、1997年、初出1990年）
- 枚方市教育委員会『枚方市立旧田中家 鋳物民俗資料館』（1997年）
- 古尾谷知浩「史料紹介『延享四年開関解陣勅符写』」（『名古屋大学文学部研究論集 史学』48、2002年）
- 三鬼清一郎「戦国・近世初期の天皇・朝廷をめぐる」（『歴史評論』492、1991年）

注

- (1) 『幕末の宮廷』宮内省図書寮、一九二二年、平凡社復刻、一九七九年。下橋『維新前の宮廷生活』(三田史学会、一九三二年、同上書所収)。
- (2) 『思いの儘の記』『日本随筆大成』第一期第七巻、吉川弘文館。
- (3) 安政五年三月十二日公卿八十八人、翌十三日には非蔵人五十七人が意見書を提出した。三月十七日になり、地下官人も連署して条約締結に対する意見書を橋大納言に差し出した。地下官人の意見は開港による外国人の国内横行に危惧の念を表明し、万民が納得する措置を取るよう求める内容だった。押小路大外記・壬生官務・押小路新大外記・出納内蔵権頭の四人が代表し、外記方十九人、使部四人、官方三十二人、使部五人、衛士五人、鉾立役人一人、蔵人方十八人、仕人二人(別史料では「口人」五人)の署名がある(「三月十七日三権官人差上候願書」『大日本維新史料稿本』安政五年三月十七日条、東京大学史料編纂所所蔵)。
- (4) 羽倉敬尚「岩倉股肱の京人松尾但馬とその周辺」(上)・(下)『日本歴史』第二四四、二四五号、一九六八年。
- (5) 当主の日記類には「公役并雑記」と「日々雑記」という二種類がある。前者は真継家が朝廷の諸儀式・行事に「公役」に関して記した日記であり、後者は私的な日記である。
- (6) 『ばさら』第四号、名古屋大学文学部日本史研究室、二〇〇四年。のち『日本前近代社会における地下官人の研究―真継家を中心として―』平成十三年度―平成十六年度科学研究費補助金基盤研究(2) (2) 研究成果報告書(研究代表者稲葉伸道、平成十七年三月)に転載。
- (7) 同右研究成果報告書所収。
- (8) 同右研究成果報告書所収。
- (9) 『復古記』巻七十四。
- (10) 『家伝』二二明治元年閏四月十七日条。
- (11) 同右史料、明治二年一月三十日条。「曩祖已降連綿以由緒召遣、永々盡力勤仕之段不耐感悦候、然処官階之輩名分相改正不可召遣御沙汰ニ付、不召遣候、就而者永々大儀給禄是迄通遣度候得共、元来薄禄之事不克其儀候云々」という内容の指示が与えられた。
- (12) 『家伝』二二明治元年閏四月十七日条。
- (13) 『元出納へ差出留・触頭差出留』。
- (14) 『法令全書』明治二年行政官第二百四十九。
- (15) 『法令全書』明治元年第九百、第九百二、第九百八。
- (16) この他、「宮・華族三代相恩之家士」も士族卒の族籍が与えられ、地方官貫属となった。
- (17) 『明治四辛未年御布令廻章写』二上。
- (18) 同右史料。
- (19) 「史料紹介」京都府文書事務基本史料集成(一)、「京都府立総合資料館紀要」第二〇号、一九九二年。この士族触頭は明治五年九月二十四日に廃止となった。
- (20) 『従明治五壬申年七月士族比長取扱留』。この史料の冒頭にある士族触頭の人名は村越、関、勢多、三上、坪内昌寿の五名で、三上は七月二日免職とある。
- (21) 『明治四辛未年御布令廻章写』二上。
- (22) 「史料紹介」京都府文書事務基本史料集成(一)。
- (23) 明治四年九月二十日「士族触頭廻状」(「閏比長心得方・諸願届文例等寛」)。
- (24) 「士族比長取扱留」一。
- (25) 『家伝』明治五年七月二十五日条。
- (26) 明治四辛未年御布令廻章写 二上。
- (27) 明治四年九月八日「閏長及比長心得方」(「閏比長心得方・諸願届文例等寛」)。
- (28) 明治四年九月二十六日「士族比長廻状」(「触出シ廻状集・持群ヨリ被差出書付写」二下)。
- (29) 明治四年十一月十六日「士族比長廻状」(「触出シ廻状集・持群ヨリ被差出書付写」)。
- (30) 明治元年十月二十八日「京都府戸籍仕法」『京都府百年の資料』一、政治行政編、京都府、一九七二年所収。
- (31) 『明治三年御達書』『京都府庁文書』明治三三三(京都府立総合資料館所蔵)。
- (32) 『士族明細短冊』は京都大学法学部図書館に所蔵され、京都府立総合資料館に複写本がある。また『卒明細短冊』は京都府立総合資料館に所蔵されている。

出され、翌二十七日、多から返却された。廻された廻状の宛先の下には廻状の内容を承知したという意味で、「承候」という文字が書き入れられることになっていた。そして寄留者がいる場合には「寄留」もしくは「寄留人有之候」と書き加えられた。しかし齊藤・藤堂には廻状は廻されなかったようだ。その理由は不明である。

こうした廻状のほかに、願届届を提出する際の事務的なシステムとして「閭」・「比」は機能していた。このために明治四年九月十日には「諸願届届文例雛形」（願届届の文例案）が通知されたのである。このほか家禄の支給にあたって、比長が比の構成員全員の家禄を貨幣で受け取るようになっていた。あるいは、明治四年十一月十日の廻状によれば、小学校の建築寄附金（家禄の百分の一）は比長が取り集めて、閭長・府へ差し出されている。²⁹石川論文の指摘するように、「閭」を単位とした士族集団の行動が見られ、四十数家の士族の家のまとめりが、京都市内の新しい士族集団を支えていたのである。

むすびに

本稿では、旧地下官人を中心とした士族をまとめ上げる単位集団としての「閭」・「比」という制度の簡単な紹介をおこなったにすぎない。「閭」・「比」の研究は始まったばかりであり、『真継家文書』に含まれる幕末維新期の諸史料は、このまったく知られていない制度を説明していくためにさらに解説される必要がある。「閭」・「比」制を誰が導入したのか、またどのような意義を果したのか、といった興味深い課題もある。またそこで真継家はいかなる役割を果たしたのだろうか。

京都府は貫属支配のもとに置いた士族を二つの帳簿（戸籍と明細短冊）によって掌握することになった。京都府では明治四年一月、族籍別の戸籍制度が施行された。旧地下官人については、士籍法・卒籍法による編制が行われ

た。士籍法によれば、戸籍は家族構成・住所・俸禄・宗門・職業・雇業者などの項目が混在した独特な内容をもっていた。³⁰各家の戸籍の上欄には俸禄・住所・宗門・官職が、下欄には人名・生死・異動などが記載された。『真継家文書』に残る「真継家戸籍」などの戸籍（『閭比長心得方・諸願届文例・敷田群中士籍以下・鳥山閭中名前』）はこの戸籍制度研究の材料ともなる。他方で、士族卒の登録簿として京都府は「明細短冊」という帳簿を作成した。これは明治三年十二月の新政府の命令に基づいたもので、³¹「明細短冊」の記載項目は、旧身分・元高・宿所・祖父名、現在禄高・生国・氏名・年齢、家督相続以降の略歴、貫属支配編入年月日、官員拜命年月日などであった。

真継家を含め京都の旧地下官人に対して明細短冊の提出を命じる触が伝達されたのは、明治四年一月十四日のことであった（二月二十二日が提出の期限）。真継能弘は一月二十四日明細短冊を触頭三上武応宅に持参している。さらに三月二十日になり、二十七日を期限に明細短冊の提出を命じている。用紙は美濃紙、堅九寸・横二寸五分という様式が指示された。真継は二十一日に触頭松室拙哉に差し出した。『元出納へ差出留・触頭差出留』にその下書きが残されている。明治五年二月四日には触頭が関次郎に代わったので、再度短冊を差し出している。この「明細短冊」の研究にあたっても草稿などが『真継家文書』には残されており、重要な参考史料となる。³²

旧地下官人が王政復古後たどった道は、「閭」・「比」制そのものの解明とともに、こうした戸籍制度に関係する制度を検討することで明らかになる部分は大きい。「閭」・「比」制の廃止は明治八年十二月であるが、その理由ははっきりしない。これも今後の解明すべき課題の一つである。しかし旧地下官人士族たちの禄制改革、戸籍制度や地租改正に伴う居住地・土地所有権の確定、新たな職業の選択、居住地での士族への戸長管轄の進展などが進んでいくなかで、「閭」・「比」制は確立当初の機能を果たすことがなくなっていくたと考えられる。「閭」・「比」制と戸長制との関係が廃止の背後には存在すると考えられる。

石川論文でも松室の触下のメンバー全員の名前と比長は不明なところが多く、これまた今後詰めていくべき問題である。

真継を比長とする組では十月十七日には組み替えがあり、多・斎藤に代わって、東儀文禮・清水正泰が入った。さらに十一月には、安東・物加波・藤堂・東儀・清水にふたたび斎藤と鈴木淑種・前波由位・安倍季節の四名が加わり、十名を構成メンバーとする大きな比ができた。しかし明治六年一月になると、真継・安倍・東儀に加えて、安倍季頼・西田貞綱がメンバーであり、士族の住所移動などが頻繁であったことが推測される。なお明治五年七月二十四日、閻長も藪田から鳥山吉伸に代わっていた。⁽²⁵⁾

(2) 「閻」・「比」制のシステム

士族触頭が置かれた明治四年一月段階、京都府達などの廻状は、触頭から平田職敬をはじめとした元藏人方を廻状の単位としていた。一月十四日の士族触頭三上武応からの廻状は、平田職敬・山科正恒・山科生春・粟津職敬・真継能弘・土橋重威・村井政敬・岡田栄忠・結城秀伴・藪清好・長野祐新・深尾職整・木幸益・浜岡光恒・七条康教・木村徳綱・深尾全長・垣内匡盛・弓削正継・能勢頼常・小島長敬・船木有隣・安田雅休・中小路盛量・下村光高・濱路正平に回覧され、三上宅に返却された。⁽²⁶⁾二月十日の触頭関次郎からの廻状の宛先は、平田職敬・山科正恒・山科生春・粟津職敬・真継能弘・土橋重威・村井政敬・岡田栄忠・結城秀伴・藪清好・長野祐新・深尾職整の十二人となっている。ここでは廻状の単位が縮小されている。

「閻」・「比」制が実施されると、この廻状のあり方は大きく変化した。この点については石川論文もくわしく触れているので参照されたい。九月八日の「閻長及比長心得方」によれば、触書の回状・取調書の提出などについて、次のような規定がある。⁽²⁷⁾

一 総テ布告至来之時、速ニ写取、比長江達シ、比長群中へ写シ巡廻ス、

尤群中名前ハ帳ニ製シ置相添承付取置之事

一同群中通常之願伺済之案紙を以、為弁別群中之者問合セ候ハ、相談シあるへき事

但、込入候件其外文例等ニ無之儀ハ、先下書を以テ其当人へ為持可

被越候事

一 毎月書出之寄留人員ハ詳細取調、二日迄ニ可被申出候事

一 総テ一体ニ差出書類等ハ、期日限り群中丈ケ取集メ可被差出候事

一同群中火盜其外非常之□災あらは、即出張取調、其情実申出之事

辛未九月八日

具体的な廻状について、明治四年九月二十六日の廻状で見よう。⁽²⁸⁾

九月廿六日 安東へ差出、此二十八日迄ニ御差出有之度

同廿七日 多より返却、右

以廻状得御意候、然者従前御達有之候寄留御届書、来二十八日迄ニ御差出有之度、早々順廻従留り能弘方江御返し可有之候也

尚以有無御名前下江御記可被成候、右用紙半紙ニ而三通御差出之事

辛未九月廿六日

士族比長

安東正芳殿

承候 寄留

多 忠巨殿

承候 寄留人
有之候

物加波懐産殿

承候

齊藤叙全殿

清水正泰殿同居

藤堂景泰殿

比長真継能弘からの寄留者調査に関する廻状は九月二十六日に安東へ差し

分掌する官制であった。このうち地官には「大司徒」、「小司徒」がおり、「教育・賦税・産殖等」の事務、すなわち国内民政を掌ることになっていた。

司徒は全国を画的な行政区画、すなわち「郷—州—党—族—閭—比」からなる整然とした区画のもとで統治する。もともと小さな単位は家であるが、五家が「比」という組織を作り、さらにその上位に「閭」・「族」・「党」・「州」・「郷」という組織が階層的に積み上げられた。

五比—一閭、五閭—一族、五族—一党、五党—一州、五州—一郷とされ、最終的に一郷は一二五〇〇家によって構成されることになる（一郷—五州—二五党—一二五族—五〇〇閭—二五〇〇比—一二五〇〇家）。そして「郷」から「比」まで、それぞれ部内を取り締まる、「郷大夫」・「州長」・「党正」・「族師」・「閭胥」・「比長」が置かれた。「閭」は「むら」や「里の門」という意味があり、「近隣」という意味がある。「周官」とは違って、京都府士族では四比が一閭となっている。これは触頭と士族の人数によるものだろう。

『周官』の制度が近世の政治改革のモデルとなっていることは、さまざまな改革意見書で確認できる。また明治維新自体にも『周官』の官制や統治理念は影響を与えており、このことはきわめて大事な研究課題だと思う。明治維新は西欧の制度や理念の影響だけではなく、中国の政治制度や理念からも明らかに影響を受けており、両者をあわせて検討してみなければならぬ。「閭」・「比」制度は名称という直接的な形で、中国官制モデルが導入されていることを示す証拠であり、きわめて興味深い事実である。

三 比長としての真継能弘

(1) 「閭」・「比」制の実態

先に記したように明治四年九月二十日、士族触頭は「閭」・「比」制についての通達を士族たちに発した。これより先九月十六日には、「閭」・「比」制が実施される廻状がまわっていた。⁽²⁾

一、急廻状已刻頃佐竹より至来、山本江及順達

以急廻状得御意候、然者追々士族増加ニ付、御布令其外諸為取締、一触下ヲ十一二割一閭トシ、当群閭長藪田豊政伺済相達シ候間、此旨御承知可被成候

右一閭中ヲ四比ニ割、各方右比長御心得可有之候、已後御布告等者、各方へ宛付ケ相廻申候条、速ニ書写被致、持群江可被相達候、就而者為申談、今十六日午刻後、御霊図子藪田豊政方へ御越可被成候事

右御承知廻状早々順達、從留リ拙哉（松室）へ御返し可被成候也
辛未九月 士族触頭

真継能弘殿
佐竹敬威殿
坂戸貞躬殿
山本栄幸殿

右ニ付、午半刻頃藪田行向則豊政面会候処、此度閭長被仰付、段々御断申上候処、被仰付候間、宜与被申候間、私方より者何分宜敷御差図願度御引廻し可被下候様希入申置候、右ニ付、諸願伺届等例文等被為見候間写取申度候、今日者御入用と存候故、明日申出候文申置候事

この史料によれば、士族触頭松室拙哉は真継能弘・佐竹敬威・坂戸貞躬・山本栄幸の四人を比長に指名し、閭長である藪田豊政の配下に置いた。石川寛論文には松室の触下となった閭長・比長が紹介されているが、松室のもとには、藪田をふくめ十一人の閭長がおり、四十四人の比長がいた。しかし、一閭に四比というわけではなく、二比から九比というようにばらつきがあった。そして比長である真継のもとには、安東正芳・多忠巨・物加波懐産・斎藤叙全・藤堂景泰という五人の家が触下として配置された。真継が所属する比の構成はたびたび変更があった。その理由はよくわからないが、他の比も同様であったと考えられ、比の組み替えの問題は今後の検討課題である。なお

一 閭長ハ清廉ニテ人望アル者ヲ推挙ス、比長ハ一区ノ順序ニ因テ是ヲ補ス
但、年七十以上二十歳以下ハ除ク

一 閭長ハ一区中ヲ治ムルヲ要トス、事務アラハ速ニ報知スヘシ、□常ノ動靜ニ至テハ日限ヲ定テ之ヲ議ス、御布告ハ写テ各一区ノ中ヲ巡廻セシムヘシ
但、閭長差障アラハ区内ノ比長、是ヲ助テ要事ヲ弁スヘシ

一 諸願伺届等ハ事情ヲ通センカ為、閭比ヲ經スシテ直ニ触頭江達ス
右編制大綱相認奉伺候、以上

辛未七月

士族触頭

京都府御庁

士族触頭のもとに士族の人数が増えたために、取り締まりのために「閭」、「比」を編成したいというものであった。見込によれば、士族一、三五〇人を五人の触頭が管轄しており、一人の触頭は二七〇人をまとめることになる。この二七〇人を統轄するためには触頭だけでは無理であるため、「閭」と「比」という二つのレベルの統轄単位を置こうとしたのである。六つの家を「比」とし、四つの「比」が「閭」となる。二七〇人のもとに、十一の「閭」、四十四の「比」を設定し、それぞれに「閭長」・「比長」を置くという見込であった。

この士族触頭の伺書は京都府に認められ、九月二十日になり、士族触頭は次のような廻状を京都府貴族の士族集団に出している。²³これによって士族触頭配下の士族の組織が具体的に規定された。

以急廻状得御意候、然者追々士族増加成候ニ付、諸御布告其外取締向之儀ニ付、伺済之上、閭比長ヲ差置相成候条、別紙組合割之通御心得、群中之儀ハ厚く懇志ヲ結ヒ、諸事御申合可被成候事

一 一触下ヲ十一ニ割、一閭トス 閭長一人宛ヲ置

一 一閭ヲ四比ニ割

比長一人宛ヲ置、四人也

一 当局ヨリ之廻状者閭比長江触付ケ、比長速ニ書写シ持群江速達ス

但、一比中者全ク之小群最寄之儀ニ付、比長ヨリ差出候廻状是迄之通無遅滞順廻可有之候事

一 通常之願伺届文案者閭長江御問合可被成、尤入組条件等者是迄之通御越御談可有之事、尤弁利之為メ相定候事ニ付、是迄之通御問合ニ而も不苦候事

但、願伺届とも差出之儀者御銘々京都府江御持参之事、尤閭長江其旨一応御断置可被成候事

一 毎月寄留調者、群々比長江兼而御達申候文例之通被認可被差出候事
右之通荒増規則取極メ候間、此旨御承知廻状刻限付を以順廻從留リ拙哉方江御返シ可被成候也

九月二十日

士族触頭

以廻状得御意候、然者別紙之通一同江相達置候間、御心得迄ニ申入候、早々順廻從留リ拙哉方江御返シ可有之候也

辛未九月

松室拙哉

「閭」、「比」のあり方は七月の伺書の通りであった。京都府からの廻状は閭長から比長を通じて、「比」の中を廻達されて各士族に伝えられた。士族から京都府への願伺届書は閭長に事前に相談、了解の上で提出することになっていた。また戸籍異動については比長が毎月取り調べるようになっていた。

(3) 「閭」・「比」の意味

こうして「閭」・「比」の制度が士族の統轄のために作られたが、これは他の府県の士族には見られないものであった。「閭」・「比」という名称は『周官』に載る中国の官名を借りてきたものである。『周官』とは、中国の経書の一つで、理想的な官制のあり方を記した書で、天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官の六つの官があり、それぞれの官が刑法、教化、兵馬、祭祀などを

これより先、正月二日に一通の廻状が山科正恒から真継のもとにもたらされた。山科正恒が平田職教から京都府の布達を得て、真継・山科生春・粟津職敬宛の廻状を認めたのは元日の夜のことであった。この廻状は士族触頭の選挙に関してのものであった。⁽¹⁸⁾

今般当府貫属被仰付候テハ、諸官人諸願伝達等大小之事件総而一途二不出シテハ不都合之事ニ付、人才ヲ登庸シ衆望之帰スル処ヲ以触頭可申付候条、是迄之身分上下二不拘、旧官人之内ニ而見込之人名二員ヲ撰挙シ、銘々限り印付ヲ以来正月五日昼迄ニ当府へ可申出候事

但、當時在官之者可相除候事

右之通平田伝達候間、早々入廻覧候也

元日夜認

正恒

山科権内舍人殿

粟津職敬殿

真継能弘殿

追申、早々廻覧願入候也

京都府は貫属支配に入った旧官人について、太政官や京都府からの触の伝達、旧官人から官庁への願何届書を一元的に処理するために、二名の触頭の選挙を命じたのである。この京都府の布達は旧官人全員に、二名を記名した捺印付の文書を五日昼までに提出することとしていた。

正月四日真継能弘・山科生春・山科正通（正恒代理）は府庁へ出頭し、触頭該当者はいない旨を文書で差し出した。真継らは該当者なしの文書を提出したが、この後公選によって士族触頭五名が選出された。⁽¹⁹⁾ 村越三十郎・関次郎・松室拙哉・勢多章甫・三上武應の五名だった（表2）参照。

【表2】士族触頭人名（明治4年9月）

通称名	姓名	年齢	家禄	住所
村越三十郎	源顕民	37	75石	二条御城馬場西
関次郎	平盛令	20	150石	寺町升屋町幸堂前
松室拙哉	秦重進	56	44石1斗	新町通一条下ル西側
勢多章甫	中原	42	38石8斗	烏丸一条下ル町
三上武心	秦	52	12石	上立売室町西

* 『辛未季度士族名前』（整理番号4444）による。

* この他に3名の士族触頭書記（浜路正平・中大路季堯・下橋敬長）がいた。

* 松室重進の触下士族の人数は186人であった。

勢多章甫は検非違使、三上武應は近衛府の元官人であった（三上は七月二日触頭を免職となる）。村越三十郎は実名を顕民といい、元亀岡藩士族で、二条御藏馬場に住居があった。⁽²⁰⁾ 関次郎（実名は盛令^{もりはる}）は元幕臣、松室拙哉は元非蔵人であった。京都府が貫属支配することになった士族（旧地下官人・旧旗本・旧大名家臣など）は五つの群に分けられ、それぞれの群を士族触頭が京都府のもとで統轄することになった。真継能弘は関次郎の触下となった。⁽²¹⁾

（2）閭長・比長制の成立

明治四年（一八七二）七月、士族触頭は京都府に次のような何書を提出した。⁽²²⁾

- 触下追々増加仕候ニ付、為取締比閭之編制仕度、仍見込左ニ
- 一 士族人員凡千三百五十人、触頭五人ニ領ツ時ハ各二百七十人
- 一 有位無位二不拘、六家ヲ一比トシ、四比ヲ一閭トス、士族ヲ部分シ、各閭長十一人・比長五十四人ヲ置ク

族卒ト被改、地方官貫属被仰付候事

一宮・華族三代相恩之家士、都テ士族卒ノ中へ御召加、地方官貫属被仰付候事

禄制

一是迄家禄外賜米等、都テ四ツ物成ノ高二直シ、方今御定ノ二分五厘ノ制を以テ被下候事

但、当年ハ是迄之通来未年ヨリ廩米ヲ以テ被下候事

譬ハ

一元高五千石	現米千二百五十石
一同 三千石	同 七百五十石
一同 千石	同 二百五十石
一同 五百石	同 百廿五石
一同 百石	同 廿五石
一同 五十石	同 十二石五斗

但、現米十二石以下是迄ノ通

第一に身分支配に関する改正である。華族は地方官の貫属支配におかれ、また「非蔵人・北面・旧官人・執次・使番・仕丁」の名称を廃止し、士族・卒と改称し、これまた地方官の貫属支配となった。¹⁶⁾ 地方官の貫属支配によって、旧地下官人などの戸籍が地方官に掌握され、所定の家禄が地方官から支給されることになった。

京都宮華族

今般宮華族¹⁵⁾並旧官人以下禄制被定、廩米ヲ以被下候間、是迄領地之分ハ上地可致事

但、領地高明細書京都府管轄外タリトモ、総テ同府へ可差出事

この十二月十日の布達によってそれまでの知行地（真継家でいえば葛野郡西院村・壬生村・愛宕郡千本廻の五石の知行地）は新政府へ上地され、家禄は現米という形で支給されることになった。

二 「閭」・「比」という制度

(1) 士族触頭制

真継能弘は明治三年十二月二十七日京都府貫属支配に命じられた。年末から年初にかけて旧官人の管轄の変更はあわただしく進んだ。二十八日には京都府は旧官人の調査が済んでいないことを理由に、年初の京都府庁への参賀を見合わせることを通知した。また同日には、旧官人に対する華族の「執奏」（取り次ぎ）が廃止され、直接京都府など地方官へ申し出ることを命じた。旧官人の華族（旧公家）への身分的な従属性が完全に否定され、行政庁による貫属支配に移行したのである。¹⁷⁾

そして明治四年一月四日、山科正恒（元御蔵小舎人）は平田職教（元出納）に呼び出され、代理として正通を訪れたところ、前年十二月二十七日の京都府貫属支配の命令書に対して請書を六日中に提出するようにと指示され、案文を手渡された。そして六日真継能弘はこの案文にしたがって、平田に次ぎのような請書を差し出した。

真継能弘

京都府貫属士族被仰付、為家禄現米拾三石四斗下賜候事

庚午十二月

太政官

右御書附之趣難有頂戴仕候、依而御請如是御座候、以上

士族 真継能弘

辛未正月

ここでも最後の箇条で、公用以外の時間には柳原家に「勤仕」してきたことを報告している。そしてこの翌日に「勤仕」の停止の旨が届け出たのである。

真継家の知行高は五石であり、これとは別に拝領米三十俵（十二石）があった。また公役を務めるたびに下行米を御蔵所において拝領していた。

真継家の知行高および収納高は『元出納へ差出留・触頭差出留』¹³によって知ることができる。明治二年七月京都府宛の元御蔵真継大和守届書写「知行西院村壬生村千本廻拾ヶ年貢米厘付帳」によれば、

山城国葛野郡西院村 高三石九斗六升
山城国葛野郡壬生村・愛宕郡千本廻 高一石四升
合 五石

とあり、また明治四年三月二日の士族触頭関次郎に宛てた「真継能弘届書写」には、現米十三石四斗とあるので、この西院村と壬生村・愛宕郡千本廻の知行地五石からの収納高は、拝領米十二石を差し引いた一石四斗であったことがわかる。

また拝領米は幕末期に幕府から下付されたものである。幕末の政治的状況のなかで天皇・朝廷に対する幕府の待遇は、経済的な面と儀礼的な面で大きく変更された。十四代將軍徳川家茂は文久三年以降、二度上洛することに なったが、こうした上洛が契機となって朝幕関係の変容が促されていった。

將軍家茂は文久三年はじめて上洛した。二月十三日家茂は江戸を出発、陸路京都へ向かった。寛永十一年（一六三四）の徳川家光の上洛以来、二百三十年ぶりのことだった。家茂は三月四日から四月二十一日まで二条城に滞在したが、この間の最大の行事が三月十一日の賀茂社行幸と四月十一日の石清水八幡宮行幸、四月二十日攘夷期限の決定であった。つづいて四月二十一日から五月十日まで大坂城に滞在し、軍艦に搭乗して摂海防備の状況を視察し

た。その後再び京都に入り、五月十一日から六月九日まで二条城に滞在したのち、大坂城を経てはじめて軍艦に搭乗して江戸に帰った。家茂の江戸城への帰城直後に、幕府は朝廷に対して十五万俵（六万石相当）にのぼる米穀を献納した。文久三年六月十六日のことであった。これは文久三年に限られることではなく、毎年献納されるものであった。十五万俵は天皇の手元に三万俵、内侍所に三万俵が残された後、親王・門跡・公家・官人に分け与えられた。これが拝領米である。

（2）地下官人制度の改革

明治二年三月四日、新政府は宮・堂上・地下官人のうち知行所をもつ者に対して、元治元年から明治元年までの五か年間の平均収納を調査し、府県に差し出すように命じた。¹⁴翌三年七月十八日、京都留守官は京都に居住する宮・華族・元諸官人の家内人員調査を命じた。つづく十一月十九日、宮内省は「自今旧官人元諸大夫侍并元中大夫等位階総テ被廢候事」を達した。

こうした一連の布達の後、明治三年十二月十日には旧朝廷の身分制・禄制の根本的な改革が実施された。¹⁵ここに至って近世的地下官人制度は廃止され、新たな士族制度・家禄制度のもとに旧地下官人は再編成されるに至った。

先般各藩大義名分ヲ正シ宇内形勢ヲ察シ、其版籍ヲ奉還シ候ヨリ、公論衆議ヲ被為盡、更ニ知藩事ニ任シ、家禄之制ヲ始メ士卒禄制ニ至ル迄被定候ハ、全ク府藩県一途ノ政令ニ帰シ、天下ト共ニ綱紀ヲ更張被遊度御主意ニ付、猶又今般宮華族^{元堂}並ニ旧官人以下一般禄制改正、別紙之通被仰出候条、篤ク御主意ヲ奉体シ各其分ヲ守リ其職ヲ可盡事

（別紙）

一華族之輩総テ地方官貫属被仰付候事

一非蔵人・北面・旧官人・執次・使番・仕丁等ノ名称ヲ廢シ、都テ士

3957	〔小川義信組下交名〕	明治4年
4444	〔辛未季度 士族名前〕	明治4年9月
5825	〔(触出廻状等留書寛)〕	明治5年
5827	〔御布告廻状集 三下〕	明治5年
5851	〔士族比長取扱・持群触出并被差出候書付留 三上〕	明治6年1月～7月
5855	〔触出シ廻状集・持群ヨリ被差出書附写 二下〕	明治4年9月～
5889	〔元出納へ差出留及び触頭差出留書上〕	明治3年～明治5年2月
5890	〔御布令廻章写 二上〕	明治4年
6118	〔士族比長取扱留 壹〕	明治4年9月～12月
6119	〔士族比長取扱留 二上〕	明治5年1月～6月
6120	〔士族比長取扱留 二下〕	明治5年7月～
6169	〔間比長心得方・諸願届文例・藪田群中士籍以下・鳥山閨中名前〕	明治4年9月～明治6年7月

一 維新政府の官人制改革

(1) 地下官人への布達

王政復古後の地下官人に対する布達で最も重要なものは、地下官人と堂上との主従関係に関するものだった。慶応四年(一八六八)閏四月十五日、地下官人が宮・公家の家来になることを禁ずる布達が出された。⁹⁾

諸官人之輩、宮・堂上へ肩入ト称シ、家来ニ相成候儀、於名義甚不都合候間、自今被止候、併其家難離由緒有之向々ハ、朝臣之列ヲ可被除候

間、各所存之通、以書取来ル十七日中職事へ可申出候事
諸家諸大夫、坊官、侍等是亦同上之事

新政府はこの布達で地下官人が宮堂上に「肩入」と称して家来となることを禁じ、地下官人も宮・公家と同様に、天皇の家臣すなわち「朝臣」として同列であることを確認した。これを受けて当時の真継家の当主、真継能弘は真継家が「肩入」をしていた柳原光愛^{みつなま}に対して対応をうかがった。柳原は朝廷一筋に勤めを果たすように指示した。

そして閏四月十七日、真継家は新政府へ柳原家への勤めを停止する旨を届け出た。¹⁰⁾ これにより以後真継家が官人であり、同時に「柳原家附属」であるという二重の身分の状態はなくなり、「朝臣」としての地位に立つことになった。

しかし柳原家との関係がまったく切れたわけではない。柳原家では明治二年(一八六九)一月三十日、真継能弘と元所衆土橋重威・種永父子を招いて、長年の勤めに対する慰労をおこない、各人へ玄米二石ずつを下付したが、この時朝廷一途に誠忠を尽くすように諭す一方で、毎月朔日・望日・二十八日の三日間は柳原家に出仕するように指示したのであった。¹¹⁾

この布達の翌日、閏四月十六日には真継能弘は新政府に知行高などに関する書類を提出した。¹²⁾

御蔵小舎人 真継 姓 齋部

一 知行高五石

一 拝領米三拾俵 此石数拾貳石

一 御蔵米拝領之儀無之、併諸公事参勤之節々御下行米、於御蔵所
拝領或者金銀ニ而拝領仕、家禄同様ニ相心得居申候

一 兼勤有無之儀、是迄御用無之節々柳原殿へ被詰合勤仕仕居候事

特論

明治維新と地下官人

——士族「閭」・「比」制度について——

羽賀祥二

はじめに

幕末期の地下官人について知ることができる文献に『地下家伝』と『幕末の宮廷』がある。『地下家伝』は三上景文（秦氏、院司下北面）の手になる。三上が『地下家伝』の編纂に着手したのは、天保十三年（一八四二）のことだった。そして天保十五年になり稿本が完成した（写本三十三巻、別に付録・目録各一巻）。他方、『幕末の宮廷』⁽¹⁾は一条家侍の下橋敬長^{（ゆきなが）}の著作である。この二つの基本文献の他にも、検非違使を勤めた勢多章甫^{（のりみ）}の記録、「思いの儘の記」⁽²⁾があり、これらの文献によって幕末期の地下官人制度の概略的な知識を得ることができる。

だが、幕末期の地下官人の朝廷内での動向、諸儀式での役割についてはほとんど明らかになっていない。また、幕末政治史のなかで地下官人がどのような役割を果たしたのか。この問題について安政五年（一八五八）三月の公卿・非蔵人に続く、地下官人の日米修好通商条約に関する意見書の提出が知られる一方、倒幕派の官人の研究である、羽倉敬尚⁽³⁾「岩倉股肱の京人松尾但馬とその周辺」⁽⁴⁾など、わずかの研究しかなかった。

しかし、『真継家文書』には真継家歴代当主が書き残した日記類が存在する⁽⁵⁾し、また伊勢例幣使・朝廷諸儀式に関する書類、真継家の全国鑄物師支配に関する諸文書が多量に存在している。こうした諸文書を丹念に読み解い

ていく作業をすることで、これまでほとんど知られてこなかった幕末維新期の真継家の姿を明らかにすることができる。

こうした『真継家文書』を使った近年の研究としては、三宅幸子「幕末の地下官人―真継家を中心に―」⁽⁶⁾、佐竹朋子「文久二年『公役雜記』について」⁽⁷⁾、石川寛「士族触頭・閭比長制度と真継家文書」⁽⁸⁾があり、少しずつではあるが検討が進みつつある。とくに石川論文は、王政復古後の旧地下官人が士族として再編成されたときに、新しい制度として出現した「閭長」^{（りやちやう）}、「比長」^{（ひちやう）}の組織の特徴を明らかにした最初の論考である。

王政復古の直後から近世朝廷の諸制度は武家の身分制の解体にともなう形で、大きく変化を遂げていき、さまざまな法令が実施に移される中で、解体の道を歩んでいった。その際、旧地下官人を管轄することになった京都府は彼らを統括していくために、まったく新たな制度を採用した。それが「閭」・「比」という名称の制度である。『真継家文書』のなかにこの「閭」・「比」に関するいくつかの史料がある（表1）。

この内「士族比長取扱留 忬」⁽⁹⁾（明治四年九月～十二月）を科学研究費報告書『日本前近代社会における地下官人の研究―真継家を中心として―』において翻刻した。これが「閭」・「比」制度が成立した当初の状況を知る最初の史料であり、その他の史料とあわせて、成立と制度の実態について理解することができる。そして制度の廃止については、石川論文が明らかにしたように、真継能弘^{（としかひろ）}の日記である『家記雑々』により、明治八年（一八七五）十二月に廃止されたことがわかる。しかしその廃止の理由については、制度の実態のなおいっそうの解明とあわせて、今後の検討課題である。

【表1】閭長・比長関係簿冊一覽

整理番号	簿	冊	名	年	月
3955	『（真継能弘組下交名）』			明治4年	9月16日

実行委員会

伊藤 義人（委員長） 中井えり子
秋山 晶則 渡邊 俊彦
池内 敏 蒲生 英博
寺井 仁 伊藤 哲谷
川瀬 正幸 次良丸 章
牧村 正史 西尾 哲也

調査協力

石川 寛 片山 市三
斎藤 夏来 嶋田久仁子
田中 仁幸 馬部 隆弘
長屋 隆幸 船戸 公子
水野 克彦 吉田 晶子
真宗大谷派盛泉寺
日本福祉大学知多半島総合研究所

名古屋大学附属図書館 2007年春季特別展

王権と社会

－朝廷官人・真継家文書の世界－

会期：2007年6月4日(月)～6月22日(金)

9:30～17:00（土日も開館）

会場：名古屋大学附属図書館（中央図書館）4階展示室

主催：名古屋大学附属図書館・同附属図書館研究開発室

共催：名古屋大学文学研究科

後援：愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の各教育委員会

〈講演会〉

日時：2007年6月16日(土) 13:00～15:00

場所：名古屋大学附属図書館（中央図書館）5階多目的室

講師：富田正弘（富山大学人文学部教授）

「料紙からみた真継家文書」

本図録の執筆者及び担当項目は以下の通りである。

稲葉伸道（序）、長屋隆幸（系図）、古尾谷知浩（コラム①）、斎藤夏来（コラム②、史料解説）、池内 敏（コラム③）、秋山晶則（コラム④～⑥、史料解説）、羽賀祥二（特論）